

参考資料

<目次>

- ◆ 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のための
ガイドライン～施設・事業者向け～ 1
- ◆ 新年度における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底につて 60
- ◆ 教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の
防止について(令和6年5月31日) 66
- ◆ 教育・保育施設等における睡眠中の安全確保の徹底について 74

教育・保育施設等における事故防止及び 事故発生時の対応のためのガイドライン

【事故防止のための取組み】

～施設・事業者向け～

平成 28 年 3 月

〇はじめに

教育・保育施設や認可外保育施設等における子どもの死亡事故などの重大事故は、残念ながら毎年発生しています。

日々の教育・保育においては、乳幼児の主体的な活動を尊重し、支援する必要がある、子どもが成長していく過程で怪我が一切発生しないことは現実的には考えにくいものです。そうした中で、施設・事業所における事故（以下「事故」といいます。）、特に、死亡や重篤な事故とならないよう予防と事故後の適切な対応を行うことが重要です。

今回お示しする「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（以下「ガイドライン」といいます。）」は、死亡や重篤な事故への対応を念頭に置いています。

平成 27 年 4 月に施行された子ども・子育て支援新制度においては、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 32 条第 1 項第 1 号及び第 50 条の規定において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故が発生した場合の対応等が記載された事故発生防止のための指針を整備することとされています。

これを踏まえ、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業、さらには認可外保育施設・事業も含め、施設・事業者、地方自治体が、それぞれの実情に応じて体制整備や教育・保育等を実施していくに当たって参考としていくものとして、このガイドラインを作成しました。ガイドラインに書かれている内容は、技術的な助言に相当するものです。

各施設・事業者、地方自治体においては、このガイドラインを参考として、それぞれの実情に応じて、具体的な指針等を策定し、教育・保育等を実施することが必要です。

このガイドラインは、事故の発生防止等のための取組みの第 1 歩となるものです。今後、実際に施設・事業者、地方自治体が運用していく状況を踏まえ、引き続き見直しを行うべきものと考えています。

(注1) このガイドラインが念頭に置いている対象施設・事業は、特定教育・保育施設（確認を受けた認定こども園、幼稚園、保育所）、特定地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、地域子ども・子育て支援事業（子どもを預かる事業に限る。一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業）、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業です。

(注2) このガイドラインにおける「死亡事故等の重大事故」とは、死亡事故（SIDS（Sudden Infant Death Syndrome：乳幼児突然死症候群）や死因不明とされた事例も含む。）に加え、都道府県又は市町村において検証が必要と判断した事例（例えば、意識不明等）のことをいいます。

※本ガイドラインは、「平成27年度教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関する調査研究事業検討委員会」により作成されたものです

平成28年3月

○目次

1 事故の発生防止（予防）のための取組み

- (1) 安全な教育・保育環境を確保するための配慮点等・・・・・・・・・・ 1
- (2) 職員の資質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (3) 緊急時の対応体制の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (4) 保護者や地域住民等、関係機関との連携・・・・・・・・・・ 9
- (5) 子どもや保護者への安全教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (6) 設備等の安全確保に関するチェックリスト・・・・・・・・・・ 9
- (7) 事故の発生防止のための体制整備・・・・・・・・・・・・・・ 9

2 事故の再発防止のための取組み

- (1) 再発防止策の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (2) 職員等への周知徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (参考例)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (参考資料の一覧)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
- (参考文献、地方自治体等の取組み例の一覧)・・・・・・・・・・ 55

1 事故の発生防止（予防）のための取り組み

（１）安全な教育・保育環境を確保するための配慮点等

安全な教育・保育環境を確保するため、子どもの年齢（発達とそれに伴う危険等）、場所（保育室、園庭、トイレ、廊下などにおける危険等）、活動内容（遊具遊びや活動に伴う危険等）に留意し、事故の発生防止に取り組む。特に、以下の①で示すア～オの場面（睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面）については、重大事故が発生しやすいため注意事項を踏まえて対応する。

① 重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項について

ア 睡眠中

○ 乳児の窒息リスクの除去

以下の点を含む乳児の窒息リスクの除去を、睡眠前及び睡眠中に行う。

Point 窒息リスクの除去の方法

- ・ 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要。何よりも、一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる。
- ・ やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
- ・ ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。
- ・ 口の中に異物がないか確認する。
- ・ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
- ・ 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

※他にも窒息のリスクがあることに気づいた場合には、留意点として記録し、施設・事業所内で共有する。

イ プール活動・水遊び

- プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にする。
- 事故を未然に防止するため、プール活動に関わる職員に対して、子どものプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行う。

Point プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント

- ・ 監視者は監視に専念する。
- ・ 監視エリア全域をくまなく監視する。
- ・ 動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
- ・ 規則的に視線を動かしながら監視する。
- ・ 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- ・ 時間的余裕をもってプール活動を行う。 等

- 施設・事業者は、職員等に対し、心肺蘇生法を始めとした応急手当等及び119番通報を含めた緊急事態への対応について教育の場を設け、緊急時の体制を整理し共有しておくとともに、緊急時にこれらの知識や技術を活用することができるように日常において実践的な訓練を行う。

ウ 誤嚥（食事中）

- 職員は、子どもの食事に関する情報（咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況）について共有する。また、食事の前には、保護者から聞き取った内容も含めた当日の子どもの健康状態等について情報を共有する。
- 子どもの年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をする。

- 食事の介助をする際の注意としては、以下のことなどが挙げられる。

Point 食事の介助をする際に注意すべきポイント

- ・ ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どもの意志に合ったタイミングで与える。
- ・ 子どもの口に合った量で与える（一回で多くの量を詰めすぎない）。
- ・ 食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意する）。
- ・ 汁物などの水分を適切に与える。
- ・ 食事の提供中に驚かせない。
- ・ 食事中に眠くなっていないか注意する。
- ・ 正しく座っているか注意する。

- 食事中に誤嚥が発生した場合、迅速な気付きと観察、救急対応が不可欠であることに留意し、施設・事業者の状況に応じた方法で、子ども（特に乳児）の食事の様子を観察する。特に食べている時には継続的に観察する。
- 過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材（例：白玉風のだんご、丸のままのミニトマト等）は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。

【参考例 1 参照】

エ 誤嚥（玩具、小物等）

- 口に入れると咽頭部や気管が詰まる等窒息の可能性のある大きさ、形状の玩具や物については、乳児のいる室内に置かないことや、手に触れない場所に置くこと等を徹底する。
- 手先を使う遊びには、部品が外れない工夫をしたものを使用するとともに、その子どもの行動に合わせたものを与える。
- 子どもが、誤嚥につながる物（例：髪ゴムの飾り、キーホルダー、ビー玉や石など）を身につけている場合もあり、これらの除去については、保護者を含めた協力を求める。

- 窒息の危険性があった玩具やこれまでに窒息事例があるものと類似の形状の玩具等については、施設・事業所内で情報を共有し、除去することが望ましい。

オ 食物アレルギー

- アレルギーについて施設・事業所での配慮が必要な場合、保護者から申し出てもらい、幼稚園等の学校においては学校生活管理指導表を、保育所においてはアレルギー疾患生活管理指導表を配付し、提出してもらう。食物の除去については、医師の診断に基づいた同表を基に対応を行い、完全除去を基本とする。
- 主要原因食物である鶏卵、牛乳、小麦は安価で重要な栄養源であるため、食事の献立に組み込まれる傾向にあることから、主要原因食物に対する食物アレルギーの子どもが施設・事業所にいる場合、除去食又は代替食による対応が必要。
- 施設・事業所では、家庭で摂ったことのない食物は基本的に与えないことが望ましい。また、家で摂ったことがある食物を与えたときであっても、新規に症状を誘発する場合があることから、食事後に子どもがぐったりしている等の場合、アナフィラキシーショックの可能性を疑い、必要に応じて救急搬送を行うことが望ましい。
- 除去食、代替食の提供の際には、食事提供のプロセスである献立、調理、配膳①（調理室から食事を出すときの配膳）、配膳②（保育室等での食事を準備するときの配膳）、食事の提供という一連の行動において、どこで人的エラーが起きても誤食につながることに注意する。
- 自らの施設・事業所において、人的エラーが発生する可能性がある場面を明らかにし、人的エラーを減らす方法や気づく方法のマニュアル化を図ることが望ましい。
 - （ア）食事提供の全過程の中で人的エラーが発生しそうになった事例、人的エラーが発生したがチェック体制により防ぐことができた事例を報告し、自らの施設・事業所で人的エラーが発生する可能性がある場面を明らかにする仕組みを作る。

【参考例2 参照】

- （イ）上記（ア）で明らかになった「人的エラーが発生する可能性がある場面」の情報をもとに、それぞれの場面における人的エラーを減らす方法を共有する。

Point 人的エラーを減らす方法の例

- ・材料等の置き場所、調理する場所が紛らわしくないようにする。
- ・食物アレルギーの子どもの食事を調理する担当者を明確にする。
- ・材料を入れる容器、食物アレルギーの子どもの食事を提供する食器、トレイの色や形を明確に変える。
- ・除去食、代替食は普通食と形や見た目が明らかに違うものにする。
- ・食事内容を記載した配膳カードを作成し、食物アレルギーの子どもの調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとる。

(ウ) 上記(ア)で明らかになった場面のうち、特に重要な場面(例：調理室で代替食を調理する時、取り分けする時、ワゴンで調理室から他の職員に受け渡す時、保育室等で配膳する時)を決め、アレルギー表と現物等との突き合わせによる確認を行う。

- 施設・事業者における食物アレルギーへの対応については、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成23年3月 厚生労働省)及び「学校給食における食物アレルギー対応指針」(平成27年3月 文部科学省)を参考に取り組む。

- ・保育所におけるアレルギー対応ガイドライン
URL : <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/hoiku03.pdf>
- ・学校給食における食物アレルギー対応指針
URL : http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/03/26/1355518_1.pdf

※食物アレルギーの子どもの食事提供の際の確認行動時、プール活動の際の監視時、子どもの移動等の際の人数確認時、睡眠の際の点検時などには、効果的な事故防止のために、声に出して指差し確認するなど確実な確認を実践する。

② 事故の発生防止に関する留意点

本ガイドラインを参考に、以下について留意の上点検等を実施する。

○ 事故の発生防止の活動

子どもの特性を十分に理解した上で、事故の発生防止に係る行動の確認や事故に発展する可能性のある問題点を把握し、事故の発生防止に取り組む。

○ 事故の発生防止に向けた環境づくり

事故の発生防止に向けた環境づくりには、職員間のコミュニケーション、情報の共有化、苦情（意見・要望）解決への取組み、安全教育が不可欠であることに留意する。

○ 日常的な点検

施設・事業者は、あらかじめ点検項目を明確にし、定期的に点検を実施した上で、文書として記録するとともに、その結果に基づいて、問題のあるか所の改善を行い、また、その結果を職員に周知して情報の共有化を図る。

○ 教育・保育中の安全管理について

教育・保育中の安全管理には、施設・事業所の環境整備が不可欠であることから、施設・事業者は随時環境整備に取り組む。

【参考例3 参照】

○ 重大事故の発生防止、予防のための組織的な取組みについて

重大事故の発生防止、予防については、ヒヤリハット報告の収集及び分析が活用できる場合もあるため、以下の取組みを行うことが考えられる。

ア 職員は、重大事故が発生するリスクがあった場面に関わった場合には、ヒヤリハット報告を作成し、施設・事業者に提出する。

イ 施設・事業者は、集められたヒヤリハット報告の中から、上記①のA～オの重大事故が発生しやすい場面において、重大事故が発生するリスクに対しての要因分析を行い、事故防止対策を講じる。

ウ 施設・事業者は、事故防止対策について、下記（2）における研修を通じて職員に周知し、職員は、研修を踏まえて教育・保育の実施に当たる。

(2) 職員の資質の向上

各施設・事業者においては、子どもの安全確保に関する研修に参加することを基本とするとともに、全ての職員は、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）の実技講習、事故発生時の対処方法を身につける実践的な研修を通じて、事故防止に係る職員の資質の向上に努める。

施設・事業所での研修や職員会議などの機会に、子どもの発育・発達と事故との関係、事故の生じやすい場所等を共有することで、事故への認識、危険に対する予知能力の向上を図る。

① 研修や訓練の内容

- 施設・事業者自らが企画、立案し、消防等の関係機関、保護者等の協力を得ながら、各種訓練を計画的に実施する。
- 上記「(1) 安全な教育・保育環境を確保するための配慮点等」について、自らの施設等の保育環境を考慮して施設・事業所内で研修を実施する。
- その際、「ガイドライン【事故防止のための取組み】～施設・事業者向け～」や国及び地方自治体が行う再発防止に関する取組みを参考に、自らに適した取組みを行う。
- 救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）について、実技講習を定期的に受講し、施設・事業者においても訓練を計画的に行う。
- 119 番通報が円滑に行われるよう通報訓練を行う。その際、園庭での活動中、園外活動中、プールでの活動中等、場所や場面、職員の配置の状況を変え、実践的なものとなるよう工夫して実施する。
※119 番通報のポイントと伝えるべきことや役割分担については、下記「(3) 緊急時の対応体制の確認」を参照する。

② 研修への参加の促進

- 地方自治体等が実施する研修への参加については、積極的に対応する。
※公定価格には、代替要員等に係る経費が含まれていることを踏まえ、積極的に参加する。
※研修の参加費用について、地方自治体から補助が行われている場合があることも踏まえ、積極的に参加する。
- インターネットで共有等されている事故予防に関する研修の動画等を活用する。

(3) 緊急時の対応体制の確認

緊急時の対応体制として、以下のような準備をしておくことが望ましい。

① 緊急時の役割分担を決め、掲示する。

- 事故発生時に他の職員に指示を出す役割について、施設長・事業所長、副施設長・副事業所長、主任保育士など、順位を付け明確にするとともに、事故発生時の役割ごとに分担と担当する順番・順位を決め、事務室の見やすい場所に掲示する。
- 緊急時の役割分担の主なものは、以下が考えられる。

Point 緊急時の役割分担の例

- ・心肺蘇生、応急処置を行う。
- ・救急車を呼ぶ。
- ・病院に同行する。
- ・事故直後、事故に遭った子どもの保護者、地方自治体関係部署に連絡する。
- ・事故当日、事故に遭った子ども以外の子どもの教育・保育を行う。
- ・事故直後、交代で事故の記録を書くよう職員に指示する。
- ・施設・事業所全体の状況を把握しつつ、病院に同行している職員など、それぞれの役割の職員間の連絡をとる。
- ・事故当日、必要に応じて、事故に遭った子ども以外の子どもの保護者に事故の概要について説明をする。
- ・翌日以降の教育・保育の実施体制の確認を行う。

【参考例4参照】

② 日常に準備しておくこと（受診医療機関のリスト、救急車の呼び方、受診時の持ち物、通報先の順番・連絡先等を示した図等）について

○ 施設・事業者は、各職員の緊急連絡網、医療機関・関係機関（地方自治体、警察等）の一覧、保護者への連絡に関する緊急連絡先を事前に整理しておく。

○ 119 番通報のポイントと伝えるべきことを施設・事業者で作成し、事務室の見やすい場所に掲示、園外活動等の際に使用するかばんに携帯、プールでの活動中に見やすい場所等に掲示する。

【参考例 5 参照】

（４）保護者や地域住民等、関係機関との連携

事故発生時の協力体制や連絡体制を整えるとともに関係づくりの必要性について日頃から認識しておく。

○ 地域の人など職員以外の力を借り、子どもの安全を守る必要が生じる場合もあり、常日頃から地域とのコミュニケーションを積極的にとる。あわせて、いざという時の協力・援助を依頼しておくことについて検討する。

【参考例 6 参照】

（５）子どもや保護者への安全教育

子どもや保護者に対する安全教育にも取り組むことが望ましい。

○ 子どもの発達や能力に応じた方法で、子ども自身が安全や危険を認識すること、事故発生時の約束事や行動の仕方について理解させるよう努める。

○ 家庭における保護者の行動や教育により、子どもが安全な生活習慣を身に付けることができるよう保護者と連携を図る。特に、上記「（１）安全な教育・保育環境を確保するための配慮点等」のうち①のプール活動・水遊び、誤嚥等の対応については、保護者の理解と連携が必要になることに留意する。

【参考例 7 参照】

（６）設備等の安全確保に関するチェックリスト

施設内の設備について、年齢別のチェックリスト等を作成する等により定期的にチェックし、その結果に基づいて問題のあるか所の改善を行い、また、その結果を職員に周知して情報の共有化を図る。

【参考例 8 参照】

（７）事故の発生防止のための体制整備

事故の発生防止は組織で対応することが重要であり、施設・事業所の長等のリーダーシップの下、組織的に対応できる体制を整備することとし、上記（１）～（６）の取組みに加え以下に取り組む。

① 重大事故の防止のための指針等を整備し、実践的な研修等を通じて全ての職

員に周知する。

- ② 睡眠中、水遊び、食事中等の活動における危険の有無の確認や、万が一事故が発生した場合の検証ができるよう、必要に応じてビデオ等の記録機器の活用を検討する。
- ③ 以下の通知等（＊）を参考に、事故の発生防止に取り組む。

Point 事故防止に係る通知等

- ＊ 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成 28 年 3 月）
- ＊ 「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成 27 年 2 月 16 日付け府政共生 96 号、26 初幼教第 30 号、雇児保発 0216 第 1 号）
- ＊ 「水泳等の事故防止について」（平成 27 年 5 月 1 日付け 27 文科ス第 119 号）
- ＊ 「認定こども園においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（平成 27 年 6 月 8 日付け府子本第 157 号）
- ＊ 「児童福祉施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（平成 26 年 6 月 20 日付け雇児総発 0620 第 1 号）
- ＊ 「保育所及び認可外保育施設における事故防止の徹底等について」（平成 25 年 1 月 18 日付け事務連絡）
- ＊ 「保育所保育指針」（平成 20 年 3 月 28 日厚生労働省告示第 141 号）及び平成 20 年 3 月「保育所保育指針解説書」（第 5 章 健康及び安全）
- ＊ 「保育所における感染症対策ガイドライン」（平成 24 年 11 月厚生労働省）
- ＊ 「保育所における食事の提供ガイドライン」（平成 24 年 3 月厚生労働省）
- ＊ 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成 23 年 3 月厚生労働省）
- ＊ 「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議（仮称）」による再発防止の取組み

【参考資料参照】

2 事故の再発防止のための取組み

施設・事業者及び地方自治体は、死亡事故等の重大事故が発生した場合に事故後の検証を行った上で、これまでの取組みについて改善すべき点を検討し、重大事故の再発防止の取組みについて、以下に留意し実施する。

(1) 再発防止策の策定

- 「ガイドライン【事故発生時の対応】」の(8)の事故後の検証を踏まえて、既に発生した事故が防げるものだったのか、今後、類似事故の発生防止のために何をすべきか、という視点で具体的に再発防止策の検討を行う。
- 策定した再発防止策については、既存の指針等に確実に反映させるとともに、その後の取り組み状況に応じて、随時見直しを図る。

(2) 職員等への周知徹底

- 発生した事故について、再発防止策を職員全員に周知するとともに必要に応じて保護者とも共有を行う。

(参考例)

次頁より施設・事業者向けの参考例をお示しします。

これらの例を参考に、それぞれの施設・事業者の実情に応じて必要な内容を選択していただき、自らの施設・事業者の体制整備や教育・保育等の実施に当たってください。

参考例 1	誤嚥・窒息事故の防止・・・・・・・・・・・・・・・・	13
参考例 2	食物アレルギーに関するマニュアル作成の例・・・・・・・・	27
参考例 3	日常的な点検・・・・・・・・・・・・・・・・	28
	保育中の安全管理について・・・・・・・・	30
参考例 4	緊急時の役割分担表の書式例・・・・・・・・	34
参考例 5	119 番通報のポイントと伝えるべきことの書式例	35
参考例 6	保護者や地域住民等、関係機関との連携・・・・・・・・	36
参考例 7	安全教育・・・・・・・・・・・・・・・・	37
参考例 8	施設内設備のチェックリスト・・・・・・・・	39
	遊具のチェックリスト・・・・・・・・	42
	年齢別のチェックリスト・・・・・・・・	44

<参考例 1>

誤嚥・窒息事故の防止

「誤嚥・窒息事故防止マニュアル～安全に食べるためには～（浦安市作成）」

はじめに

消費者庁の調べでは、日本人の不慮の事故による死因をみますと、2010 年は「窒息」が 9,727 人で、「交通事故」の 7,144 人を超えています。

また、窒息事故による死亡者の大半は、65 歳以上の高齢者が占めていますが、0 歳から 4 歳の乳幼児の死亡も年間 20～30 人発生しています。

平成 24 年度には、栃木市や東京都あきる野市等の保育園でも窒息事故が起きています。

食べ物による窒息事故のリスクを低減させるために、保育園職員が事故の実態やその要因を正しく理解し、万が一事故が発生した時には迅速に対応できるよう緊急時の対応を整え、応急処置の方法を知っておくことも大切です。

また、安全な食べ方を園児が身につけるためには、保育園職員の摂食指導はもちろん、家庭への働きかけや関係機関との連携も不可欠です。

幸い、浦安市では、重篤な事故は起きていませんが、今後も「重篤な事故は起きない」という保証はどこにもありません。

このマニュアルが、自分たちの保育や子どもたちの食習慣を今一度見直すきっかけとなり、また組織編成の点検、事故防止や緊急時の対応等の参考として、保育園職員一人一人の危機管理意識を高める一助となれば幸いです。

1. 食品による窒息事故の実態について

食品による窒息事故の背景には、誤嚥又は嚥下困難となる事例が日常的に発生しており、厚生労働省の統計によれば、食べ物による窒息の死亡者数は毎年4千名を超え年々増加の傾向にある。年代的に乳幼児、高齢者に窒息が起こりやすい。

＊誤嚥・・・飲食物が食道ではなく気管に入ってしまうこと

＊嚥下・・・飲み込むこと

2. 窒息事故の多い食品

原因食品として餅、米飯及びパン等の穀物類の頻度が高い。食品安全委員会によるリスク評価によると、一口当たり窒息事故頻度（注1）は餅が最も高く、次いでミニカップゼリー、あめ類、パン、肉類、魚介類、果実類、米飯類となっている。

注1

【一口あたり窒息事故死亡症例数】

【平均一日摂取量】÷【一口量】×【人口】

一口あたり窒息事故頻度の数値は、仮に日本全国で一億人の人がその食品を一口、口に入れるとして、その一億口あたりで窒息事故がおこる頻度を意味する。

3. 窒息事故の要因について

（1）食品以外の要因について

高齢者では、加齢による咀嚼力の低下、歯の欠損、脳血管障害等の疾患、嚥下機能障害等が、窒息事故につながる。

小児では、歯の発育、摂食機能の発達の程度、あわてて食べるなどの行動が関連する。乳幼児では、臼歯（奥歯）がなく食べ物を噛んですりつぶすことができないため窒息が起こりやすいが、食べる時に遊んだり泣いたりすることも窒息の要因と指摘されている。また、保護者や職員の窒息危険性の認識、応急処置の知識の有無、食事の介助方法なども事故に関わる要因と推測される。

（2）食品側の要因について

食品表面の滑らかさ、弾力性、固さ、噛み切りにくさといった食感や、大きさ、形状などが窒息事故に関連すると推測される。窒息事例で最も多かった餅の物性は口に入る時の50～60℃では軟らかく、付着性が小さい（伸びやすい）が、餅の温度が体温に近い40℃程度に低下すると固くなり、付着性も増加する特性が窒息原因になりやすい。

こんにゃく入りミニカップゼリーは、上を向いたり吸い込んで食べたりすると気道に吸い込まれやすくなる。また、冷やすとさらに固さを増すため、十分に噛み切れないまま飲み込もうとして気道を塞ぐことがある。水分の少ない部分に張り付くと、はがれにくく壊れにくいことなどから、いったん気道につまるとなかなか吐き出しにくいものとなる。

4. 安全に食べるための嚥下のしくみ

食事をおいしく安全に食べるには、歯・嚥下のしくみを理解し、健康な食生活を支援することが大切である。

(1) 気管と食道のしくみ

気管は鼻と口から吸った空気の通り道であり、食道は食べ物・飲み物の通り道である。両者はのど部分で交差している。



(2) 嚥下のしくみ

嚥下とは、食べ物を口から胃へ送るための一連の運動をいう。食べ物を飲み込む際は、喉頭蓋が下向きになり気管の門が閉じて食道が開き、食べ物が食道から胃へと入っていく。



(3) 誤嚥とは

誤嚥とは、食べ物が食道へ送り込まれず、誤って気管から肺に入ること。乳幼児の気管の径は1 cm未満、大人は2 cm程度のため、これより大きいと気管の入り口を塞ぎ、窒息の原因となる。

(参考) 誤飲：食物以外の物を誤って口から摂取することを誤飲といい、誤嚥と区別する。

(4) 歯の生え方

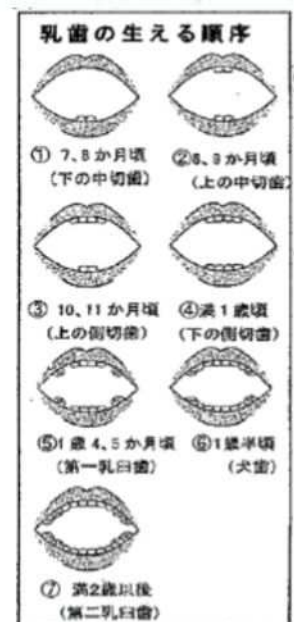
新生児の口は哺乳に適した形になっている。

7、8か月ごろ乳歯が生え始める。9～11か月頃、乳前歯が上下4本ずつ8本の歯が生えそろう。

1歳前後に前歯が8本生えそろうようになる。1歳～1歳6か月頃、第一乳臼歯（一番初めに生える乳歯の奥歯）が生え始める。3歳6か月頃までには乳歯（20本）が生えそろう。

5～6歳頃から乳歯より大きな永久歯が生えてくるのに備え、顎が成長する。歯並びが良くなるようにすき間ができる。

6歳前後になると乳歯の一番奥に第一大臼歯（一番初めに生える永久歯の奥歯）が生えてくる。



5. 窒息事故を防ぐための安全な食べさせ方

(1) 0歳児

チェックポイント

- 子どもの正面に座り、「あーん」「おいしいね」「もぐもぐ」などと声をかけ、口の動きを促す。
- 目を離さず、一人一人の嚥下の様子をしっかりと見ていく。
- 食事の途中で、眠くなったら無理に食べさせない。
- 腰がしっかりと安定するように、椅子の工夫をしていく。

離乳期の区分	形態	特徴	子どもの姿	配慮
離乳開始前	液状の物	・母乳やミルク以外の物に慣れる。	・大人の食べる様子を見て欲しがる。 ・手にした物をなめたり、指しゃぶりをしたりする。	・初めての食材は、家庭で試してもらう。 ・家庭での様子を把握していく。 ・栄養士、担任、保護者と連携をとりながら進めていく。
5～6か月頃	なめらかにすりつぶした状態	・唇を閉じてごっくんと飲み込める。	・スプーンから食べ物を唇で取り込む。 ・「お口あーん」と声をかけられると自分で口を開ける。	・スプーンは浅く、口角の1/2～2/3の大きさとする。 ・口に入る量は、スプーン半分を目安とする。 ・開いた口の舌先にスプーンを置き、口が閉じるのを待ちスプーンを抜く。
7～8か月頃	舌でつぶせる固さ	・舌と上あごで食べ物をすりつぶして食べられるようになる。	・舌の使い方が上手になり、唇を閉じて口の中に食べ物を送ろうとする。 ・肉や魚など、舌ですりつぶしにくい物は口の中に残ったり出したりする。	・唇を閉じたら水平にスプーンを抜く。 ・飲み込まず口の中に残っている時は口から出す。 ・次の食べ物を口に入れる時には量を加減する。
9～11か月頃	歯茎でつぶせる固さ	・舌で食べ物を片側に寄せ、奥の歯茎で噛む動作ができるようになる。	・形ある食べ物を歯茎の方に送り、上下の歯茎でつぶす。 ・手づかみで食べる。 ・手のひらで押し込む。 ・コップを使って飲もうとする。	・「もぐもぐ、ごっくん」など声かけをしながらつめずぎや、まる飲みしないようにする。 ・のどを潤しながら食事をする。 ・別皿を使うなどして、手づかみ食べをしやすくする。 ・コップの使い始めは量を加減し、そばで見守る。
12～18か月頃	歯茎で噛める固さ	・前歯を使って食べ物を噛み切ったり奥歯で噛んだりするようになる。	・前歯でかじり、舌を上下左右に動かして移動させる。 ・歯の生えていない奥の方の歯茎でつぶして食べる。 ・スプーンやフォークを使って食べようとする。 ・食べる量や好き嫌いななど、個人差が出てくる。	・固い食材はしっかりと噛んでいるか確認する。 ・スプーンやフォークで食べられる物を取り入れていく。 (子ども用と介助用スプーンを用意する。) ・大きさや量を調節したり、「おいしいね」などの声をけをしたりすることで楽しい雰囲気をつくる。

(2) 1・2歳児

チェックポイント

○食の自立とともに、窒息事故が起こりやすくなることを把握しておく。
○保育者は、子どもの食べ方や様子が見えるようそばにつき、できるだけ立ち上がり、落ちて安全に食べられるよう見守る。

特 徴	子どもの姿	配 慮
・歯の生え方や咀嚼力には個人差がある。 ・一口で食べられる適量がかかるようになり、食べ物の大きさや固さに適した食べ方が身に付いてくる。 ・唇を閉じたまま咀嚼するようになる。	・「いただきます」の挨拶をする。 ・スプーンやフォークを使って食べる。 ・手の機能が未発達のため、上手くすくえず、かき込んで食べてしまう。 ・嘔まずに飲み込もうとする。 ・苦手な物や食べにくい食材を口の中にため込む。 ・おしゃべりや遊び食べをする。 ・食事中眠くなる。 ・「ごちそうさま」の挨拶をする。	・挨拶をすることで、食べ始めと食べ終わりの区切りをつけ、落ち着いて食事ができる環境をつくる。 ・一口の適量を知らせていく。 ・のどを潤しながら食事をする。 ・口の中の食べ物がなくなっただけを確認してから、次の食べ物を口に入れる。 ・スプーンにのせる量や口の奥まで入れすぎないように、注意していく。 ・器の中が少なくなるとスプーンですくいつらなくなり、かき込みやすくなるので保育者がスプーンにのせる等、配慮をする。 ・食べやすい大きさにして、「もぐもぐ」「かみかみ」などと声をし、よく噛んで食べることを知らせる。 ・飲み込みにくい様子が見られた時には、一度口の中から取り出す。 ・口の中に食べ物がある時は誤嚥の危険性が高くなるので、おしゃべりなどしないよう声をかける。 ・食事を終わりにする時は、口の中に物が入っていないか確認する。 ・麦茶を飲んだりタオルで口を拭いたりした後、口の中に物が入っていないことを確認する。 ・年齢、発達によりブクブクうがいをして口の中を綺麗にすることを促す。

(3) 3・4・5 歳児

チェックポイント

- 保育者は子どもの状況が把握できる位置につき、安全な食べ方をしているか確認する。(姿勢、口に入れる量、水分など)
- 食事に集中できる環境をつくる。(テーブルに座る人数、食事後の過ごし方など)
- ゆとりある時間を確保する。

特 徴	子どもの姿	配 慮
・乳歯が生えそろい固さ、大きさ、粘度等に合わせしっかり噛んで食べることができ。 ・安全な食べ方の基礎が身に付いてくる。	・食べ物をかき込んだり、急いで食べた ・前歯や奥歯を使い分け、固い食材も食べられるようになる。 ・食べ物を口に入れた状態で話をしたり、立ち歩いたりする。 ・一品食べをする。	・ゆとりある時間を確保する。 ・早食いにならないように、集中してよく噛む時間をつくる。 ・前歯が抜けている時は、小さくちぎり奥歯でしっかり噛むように声をかけていく。 ・食べ物が急に気管に入ってしまうことがあるので、その都度危険につながることを伝えていく。 ・のどにつまりやすいので、食べ物と水分（汁物）がバランスよくとれるように声をかけていく。

6

(4) 時間外おやつ

保護者の出入りの多い時間ではあるが、安全に食べているかしっかり見守る。

☆窒息事故を防ぐための安全な食べさせ方(1)～(3)各年齢参照

※水分をとっているか？

※つめ込みすぎでないか？

※職員は子どもの表情が見える位置にいるか？

(5) 職員間の連携

※子どものそばを離れる時は、近くの職員に声をかけてから離れる。

※担任以外の職員が食べさせる時は、子どもの食べ方の特徴を伝える。
(つめ込みすぎ、早食い、噛まずに飲み込むなど)

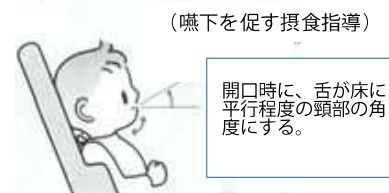
(6) 食事提供などのポイント

本マニュアルの4ページ～6ページでは、乳児期、幼児期の発達段階に合わせ安全な食べ方を明記したが、ここでは、食事中的の見守りや安全に食べるための環境づくりについてのポイントを紹介する。

① 姿勢のポイント

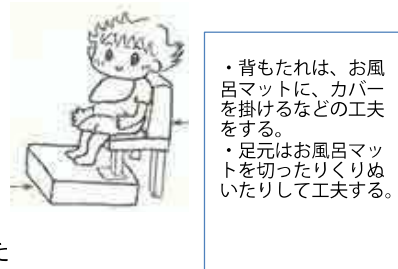
＊5、6か月(嚥下を促す姿勢)

- ・ 介助しながら摂食・嚥下機能を上手に獲得させていく。
- ・ 子どもの発育・発達には個人差があるので、子どもの様子をよく見ながら離乳食を進めていき、食べる姿勢に配慮していく。



＊7、8か月～幼児期(顎や舌に力が入る姿勢)

- ・ 椅子の場合は、足の裏が床につく高さにして深く座る。
- ・ テーブルに向かってまっすぐに座り、肘がつく高さにする。



② 見守りポイント

- ・ 子どもの食べ方の特徴を理解し、年齢発達や個人差に合った食事指導をしているか？
- ・ 安全に食べているか、子どもの表情が見える位置にいるか？
- ・ 常に食事中的の見守りを怠らないようにする。
- ・ 食べ方に注意が必要な食材は、食べる前に説明をする。

③ 安全な「食べ方」のポイント

- ＊安全な「食べ方」を身に付けて、窒息事故を予防する。
- ・ 食べることに集中する。
- ・ 姿勢を整える。
- ・ 水分を取ってのどを潤してから食べる。
- ・ 遊びながら食べない。
- ・ 食べやすい大きさにする。
- ・ つめ込みすぎない。
- ・ 口の中に食べ物がある時は、話をしない。
- ・ よく噛んで食べる。(※参照)

※ 「 よく噛んで食べる 」

乳幼児期から学童期は、食べ方を育てる時期となる。
口腔機能が発達し歯の生え変わる時期でもある。
また、五感を育て咀嚼習慣を育成する大切な時期となる。

「 よく噛むことのメリット 」

- ・ 食べ物が栄養分として消化吸収されやすくなる。
- ・ 素材の味や歯ごたえ、噛む音等五感を使って楽しむことができる。
- ・ 唾液がたくさん出て、口の中がきれいになる。
- ・ 満腹感を得ることができる。

6. 食材&調理の仕方について

(1) 歯と咀嚼について

咀嚼機能の発達には、子どもの歯の生える時期が深くかかわっている。

1歳頃には奥歯が生える前段階として歯茎の膨隆がでてくるため、奥の歯茎で食べ物をつぶすことができるようになる。歯茎で食べ物をつぶすためには舌と顎の連動が必要となり、咀嚼の基本的な動きが獲得されてくる。歯茎でつぶせるようになると、やや固さのあるものも食べられるようになり、乳前歯が上下4本ずつ生えそろって噛み切ることが可能になる。

1歳8か月頃には、上下の第一乳臼歯が生えそろい、噛み合わせができあがって、噛みつぶしも上達するが、まだうまくはできない。その後、第二乳臼歯が生え始め、2歳半過ぎには上下が噛み合って、食べ物のすりつぶしが可能になるとともに、咀嚼力も増大する。

そこで、第二乳臼歯が生えそろう前の0，1歳児クラスと2～5歳児クラスとを区別して、食材の提供をすることとした。

(2) 誤嚥・窒息につながりやすい食べ物の形状や性質

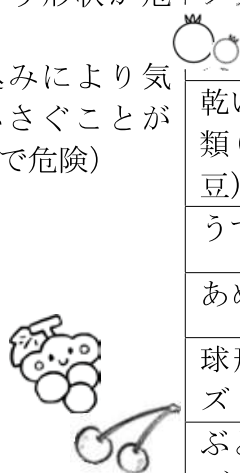
どんな食べ物でも誤嚥、窒息の可能性はあるが、特に誤嚥、窒息につながりやすい食材は以下のようなものである。

- | | | |
|--------------------|---|-------------------|
| ① 弾力があるもの | → | こんにゃく、きのこ、練り製品 など |
| ② なめらかなもの | → | 熟れた柿やメロン、豆類 など |
| ③ 球形のもの | → | プチトマト、乾いた豆類 など |
| ④ 粘着性が高いもの | → | 餅、白玉団子、ごはん など |
| ⑤ 固いもの | → | かたまり肉、えび、いか など |
| ⑥ 唾液を吸うもの | → | パン、ゆで卵、さつま芋 など |
| ⑦ 口の中でばらばらになりやすいもの | → | ブロッコリー、ひき肉 など |

また、大きさとしては、球形の場合は直径4．5cm以下、球形でない場合は直径3．8cm以下の食物が危険とされている。しかし大きさが1cm程度のものであっても、臼歯の状態によって、十分に食品をすりつぶすことができない年齢においては危険が大きく、注意が必要である。

(3) 誤嚥・窒息につながりやすい食べ物の調理について

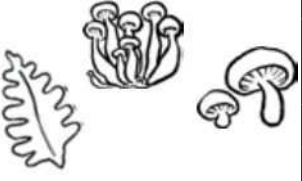
① 給食での使用を避ける食材

食品の形態、特性	食材	備考
球形という形状が危険な食材 (吸い込みにより気道をふさぐことがあるので危険) 	プチトマト	四等分すれば提供可であるが、保育園では他のものに代替え
	乾いたナッツ、豆類(節分の鬼打ち豆)	
	うずらの卵	
	あめ類、ラムネ	
	球形の個装チーズ	加熱すれば使用可
粘着性が高い食材 (含まれるでんぷん質が唾液と混ざることによって粘着性が高まるので危険)	餅	
	白玉団子	つるつるしているため、噛む前に誤嚥してしまう危険が高い
固すぎる食材 (噛み切れずそのまま気道に入ることがあるので危険)	いか	小さく切って加熱すると固くなるってしまう

② 0、1歳児クラスは提供を避ける食材（咀嚼機能が未熟なため）

食品の形態、特性	食材	備考
固く噛み切れない食材	えび、貝類 	除いて別に調理する。 例：クラムチャウダーの時は、 0、1歳児クラスはツナ シチューにする
噛みちぎりにくい食材	おにぎりの焼き 海苔	きざみのりをつける 

③ 調理や切り方を工夫する食材

食品の形態、特性	食材	備考
弾力性や繊維が固い食 材 	糸こんにゃく、 白滝	1 cmに切る (こんにゃくはすべて糸こんにゃ くにする)
	ソーセージ	縦半分に切って使用
	えのき、しめじ、 まいたけ	1 cmに切る
	エリンギ	繊維に逆らい、1 cmに切る
	水菜	1 cmから1.5 cmに切る
	わかめ	細かく切る
唾液を吸収して飲み込 みづらい食材	鶏ひき肉のそぼ ろ煮	豚肉との合いびきで使用する または片栗粉でとろみをつける
	ゆで卵	細かくし、なにかと混ぜて使用する
	煮魚 	味をしみ込ませ、やわらかくしっか り煮込む
	のりごはん (きざみのり)	きざみのりを、かける前にもみほぐ し細かくする

④ 食べさせる時に特に配慮が必要な食材

食品の形態、特性	食材	備考
特に配慮が必要な食材 (粘着性が高く、唾液を吸収して飲み込みづらい食材)	ごはん	 水分を取ってのどを潤してから 食べること つめ込みすぎないこと よく噛むことなど (5 (6) 食事提供 などのポイント ②と③参照)
	パン類	
	ふかし芋、焼き芋	
	カステラ	

⑤ 果物について

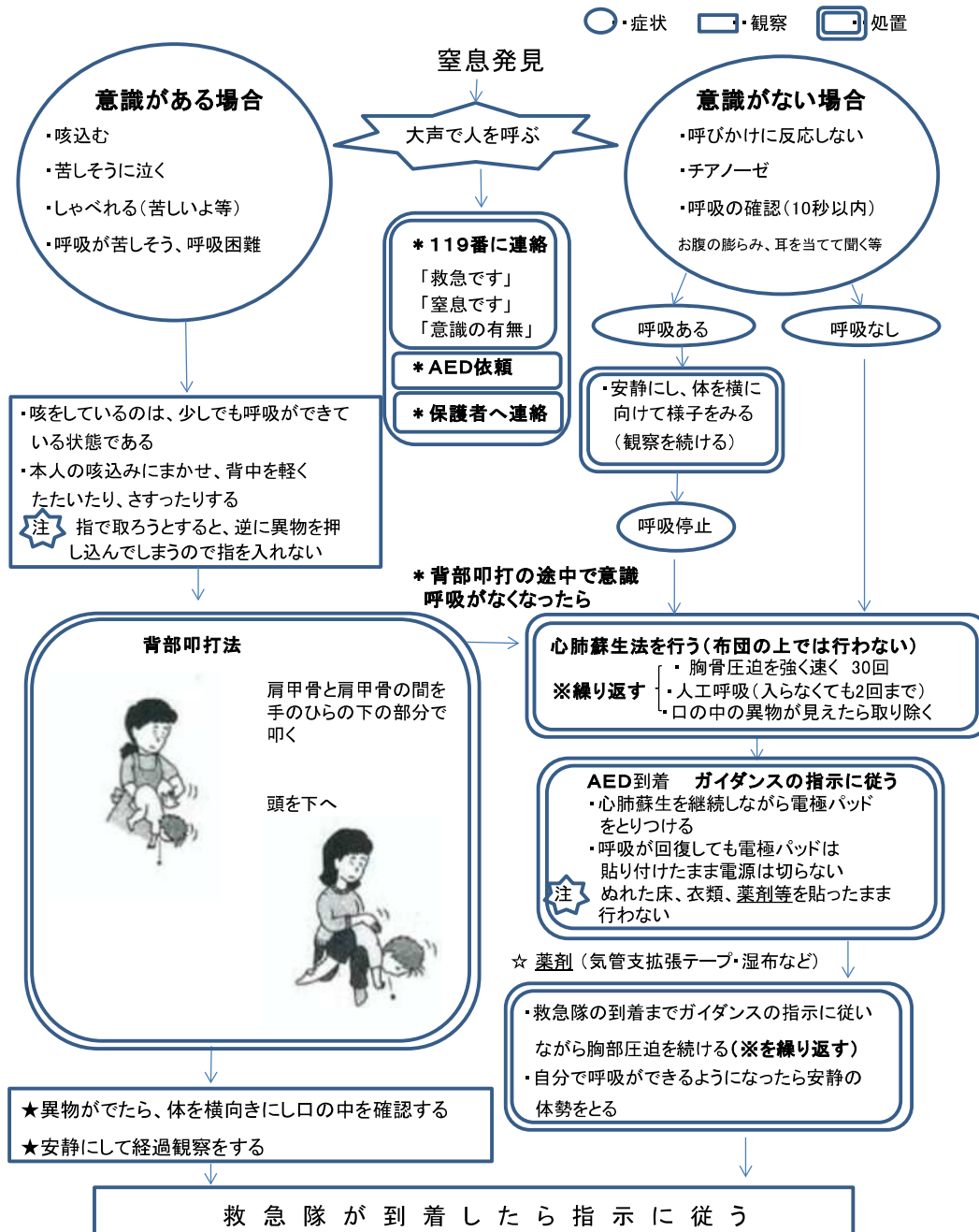
食品の形態、特性	食材	備考
咀嚼により細かくなったとしても食塊の固さ、切り方によってはつまりやすい食材	りんご	完了期までは加熱して提供する
	梨	完了期までは加熱して提供する
	柿	完了期まではりんごで代用する

《家庭へのよびかけ》

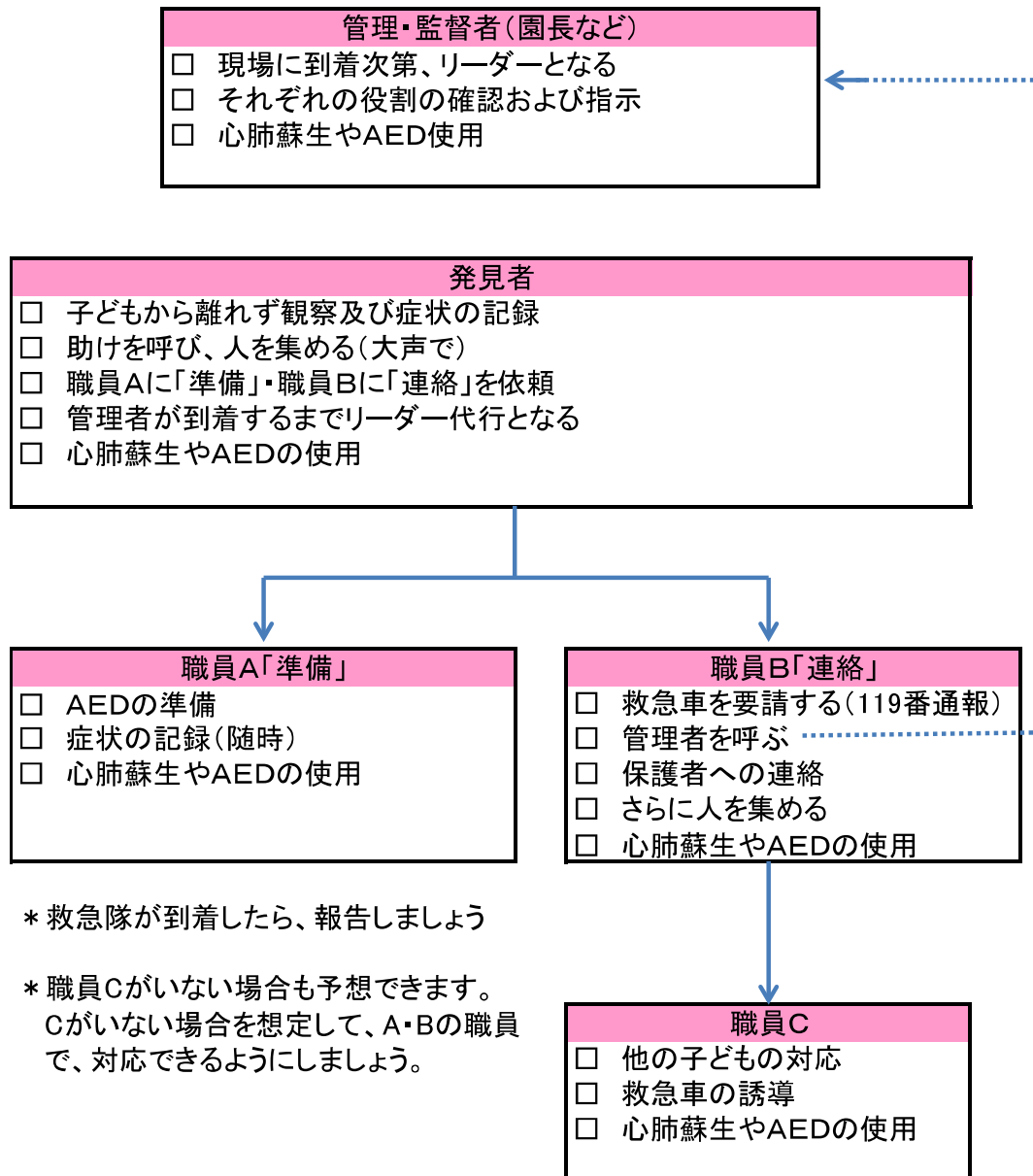
プチトマト、カップゼリー、ぶどう等は、誤嚥を防ぐために保育園給食で使用していないことを家庭へも伝えていく。配慮が必要であることは家庭でも同じであるので、危険性について情報提供をしていく必要がある。

遠足時のお弁当持参の時に配慮してほしいことを、クラスだよりや給食だよりで伝えていくことが、重要である。

7. 窒息時の対応について



8. 緊急時の役割分担



* 各々の役割分担を確認し、

年2～3回は訓練しましょう！！

誤嚥・窒息事故防止マニュアル～安全に食べるためには～ 参考資料

- ・ 安全に食べるための実施指針 墨田区
- ・ 子どもの事故防止ノート 日本小児看護学会
- ・ 歯からみた幼児食の進め方 小児科と小児歯科の保健検討委員会
- ・ 小児の食物誤嚥による窒息事故死の現状と予防策について

慶応義塾大学医学部総合医科学研究センター

- ・ 「子どもの誤嚥、事故（やけど・転落など）を防ぐーこれでお母さんも安心ー」

緑園こどもクリニック院長 山中龍宏小児科医

- ・ 「たまひよ新・基本シリーズ」 ベネッセ
- ・ 幼児の食べ方の指導 千葉県歯科医師会
- ・ 発達がわかれば子どもが見える ぎょうせい
- ・ 食品による窒息死が増加 消費者庁が注意喚起

日本生活習慣病予防学会

<参考例2>

食物アレルギーに関するマニュアル作成の例（法人保育園の食物アレルギーマニュアルの作成の際の実践例）

（NP0 法人保育の安全研究・教育センター提供）

例1：調理途中の工程で除去食を取り分ける時は、声に出して確認する。

→（アドバイザーコメント）

「声に出して確認する」とは、どうやって？ 一人で？

→（修正後）

調理途中の工程で除去食を取り分ける時は、調理している人が、他の2人に声に出して知らせる。他の2名は取り分けたことを目で見えて確認し復唱する。

例2：おかわり時。カウンターに置き（蓋をつけ、食品が混ざらないように）大人が入れる。アレルギー対応のおかわりは、配膳時と同じ色のお盆に乗せ、お皿にラップをかけ、名前を記入。「〇〇くんの△△（献立）のおかわり、もらいます」と声をかけ、給食職員から職員へ手渡し。

→（アドバイザーコメント）

どこへ置く？ 手渡し時には声をかけるだけ？ 返事は要らない？

→（修正後）

おかわりを配膳時と同じお盆に乗せ（アレルギーの子どもの名前とその子どものトレイの色がここに書いてある）、お皿にラップをかけ、名前を記入してカウンターの南側に置く。他のおかわりは、食品が混ざらないように蓋をつけ、カウンターの北側に置き、おとなが入れる。

「〇〇くんの△△のおかわり、もらいにきました」「〇〇くんの△△のおかわりはこれです。」「はい、〇〇くんの△△のおかわりはこれですね」と職員が給食職員に声をかけ手渡しをする。

例3：献立表どおり作る。もし変更した場合は、その日の給食閲覧メッセージカードに変更を記入し、保護者にもわかるようにする。

→（アドバイザーコメント）

「変更しない」と言ったら徹底する。「変更するな」と言っておいて「もし変更したら」では、ルールにならない。

→（変更後）

献立どおりに作る。

発注者側のミスで違うものが届いた時などで変更せざるを得ない場合は、その日の給食閲覧メッセージカードに変更を記入し、保護者にもわかるようにし、口頭でも変更部分を保護者に伝える（変更の基準を明確化）

<参考例 3－1－①>

日常的な点検

「上尾市立保育所危機対応要領（上尾市作成）」P15

3. 保育中の安全管理について

3) 日常の安全点検

保育所は、日頃から保育環境の整備を行い、児童が安全に遊べるよう常に努めなければならない。そこで、環境への細かい配慮をした上で、あらかじめ点検項目を明確にしておき、全職員で分担して、安全点検チェックリストをもとに定期的に点検を実施する。リスクマネジャーは点検結果を集約・整理して、所長及び担当職員と不適項目について協議し、改善に努め、またその結果を職員に周知して、情報の共有化を図る。

① 点検項目

チェックリスト		点検頻度	点検者	承認者	資料管理
a	施設内設備・環境上の点検事項	月 1 回	各職員 (分担)	リスク マネジャー →所長	リスク マネジャー
b	固定遊具の安全点検事項				

② 点検の方法

保育所は、年度当初にリスクマネジャーが中心となって、チェックリストの各項目に、各保育所の特徴を加えた点検表を作成し、点検を行う。（全職員が係われるように配慮する。）



リスクマネジャーが点検の実施及び管理を担当し、各点検項目においての不適事項については、リスクマネジャーを中心に所長及び点検者等と協議して改善を行う。



リスクマネジャーは、各点検項目の不適事項、改善事項を集約し、ヒヤリ・ハットマップ等の修正等を行うとともに、職員会議等により職員に周知することで、情報の共有化を図る。

<参考例 3－1－②>

日常的な点検

「家庭的保育の安全ガイドライン（NP0 法人家庭的保育全国連絡協議会作成）」P7

8 記録の重要性

- ・家庭的保育者の安全管理に対する取り組みが実際に行われていることを証明するのは文書です。さまざまな取り組みを文書化（記録に残す）することにより、他の人にどういう取り組みをしているかということを知ってもらうことができます。
- ・計画、対応マニュアル、記録、報告などを作成し、保存しておくことにより、保育補助者や家庭的保育支援者などと情報を共有することができます。また、保護者にもどのように保育を進めているか、知ってもらうための資料となります。
- ・子どもの健康観察チェック表や連絡帳の写しを保存することは、平常時からの子どもの様子を把握するためにも役立ちます。特に問題なく一日を終えた日の記録を保存しておくことで、どういう保育や安全管理をしているかを示す資料とすることもできます。
- ・また、報告を書くことは自分自身の保育や取り組みを振り返るためにも役立ちます。うまくいかなかった場合はどういうところに問題があったか、どういう対応が取れるかを考え、保育内容や安全対策を改善していくことにつなげていきましょう。

<参考例 3－2－①>

保育中の安全管理について

「上尾市立保育所危機対応要領（上尾市作成）」P16

3 保育中の安全管理について

4) 年齢別のチェック項目

児童は、発達により行動パターンが大きく異なる。そこで、保育士は児童の年齢に応じた特徴、発達状態、動静など常に実態をよく把握し、その個人差に応じた安全指導を行い、各クラスの保育・指導計画に基づいて安全管理に対するチェック項目を明確にし、毎月確認を行う。

(点検項目)

チェックリスト	点検頻度	点検者	承認者	資料管理
年齢別事故防止 チェックリスト	月 1 回以上	担任	リスクマネジャー →所長	リスク マネジャー

(点検の方法)

担任保育士は、年度当初に、各年齢における児童の特徴を捉えたうえで、保育・指導計画を実施する中で予想されるリスクについてのチェックリストを作成し、点検を行う。



担任は、点検を実施し、その結果をリスクマネジャーに報告する。各点検項目においての不適事項については、リスクマネジャー及び所長と協議して改善を行う。



リスクマネジャーは、各点検項目の不適事項、改善事項を集約し、ヒヤリ・ハットマップ等の修正等を行うとともに、職員会議等により職員への周知を行う。また、必要に応じて所長またはリスクマネジャーが、担当への適切な指導を行う。

<参考例 3－2－②>

保育中の安全管理について

「安全保育（三鷹市作成）」P26～28

2 保育環境

(1) 安全な環境

日頃から環境整備を行うことは勿論であるが、危険と思われる個所は、適宜対策を講じる必要がある。子どもの年齢や発達を踏まえて、保育環境を整備し安全に遊べるように努める。

ア 室内の安全

① 出入り口

- ・災害時の避難口、避難経路が確保されているか、常に意識する。非常口の近辺には物を置かない。
- ・ドアの開閉に気をつける。開閉の際は子どもがドアに手や身体をつけていないか、戸袋付近にいないかを注意確認する。
- ・必要なときに施錠されているか、不審者の侵入に対し防御の用意はあるか点検する。

② 家具

- ・家具類には、ストッパー、転倒防止の設置を行う。
- ・家具の上に物を置いていないか、引出しは閉まっているか、落下してくるものはないかを確認する。
- ・死角をつくらないようコーナーの配置に気をつける。
- ・家具の角にぶつかってケガをしないよう、ガードテープを貼る、または、カバーをつけて安全対策を行う。
- ・棚などにかけるクロスは子どもが引っ張ることが出来ないようにする。

③ 壁面

- ・釘や鋭利な突起物が残っていないか、落下の危険はないか確認する。
- ・園舎内では原則として画鋲は使用しない。
- ・子どもの手が届く高さにあるコンセントには、コンセントカバーをつける、または家具で隠す等配慮する。
- ・カーテン、装飾などに使う布や置物などは、防火加工してあるもの、または有毒ガスなどが発生しないものを使用する。（1㎡以上の布は防火加工が必要）

④ 床面

- ・水濡れ等滑って転ぶ危険がないか、汚れていないかを確認し清潔を保つ。
- ・絨毯にごみや糸くず等落ちていないかよく確認する。絨毯のめくれや小さい物、つまずきやすい物が歩行の妨げになっていないか注意する。

⑤ ベランダ

- ・ベランダに出るサッシの溝は、マットなどで覆い段差に気をつける。
- ・水濡れ等滑って転ぶ危険がないか、汚れていないかを確認する。
- ・ベランダに足がかりになるような遊具などは置かない。

- ・スノコのささくれ、釘、隙間の間隔などに注意する。

⑥ トイレ

- ・水はねにより床が滑らないか確認する。
- ・個室内の安全が確認できるようにする。
- ・手洗いの流しの周りに陶器・ガラス物等割れる物は置かない。
- ・おむつ交換台に子どもを乗せている時は、絶対に目を離さない。

⑦ 調乳スペース

- ・毎日清掃を行う。汚れた時はすぐ清掃し清潔を保つ。
- ・調乳、湯冷ましは所定の位置で行う。
- ・ポットの転倒、転落に注意し、子どもから離れて使用する。

イ 場所による注意点（室内）

① 保育室

- ・保育室内の整理整頓をする。
- ・子どもの手の届くところには、重い玩具・危険な物を置かない。
- ・高いところにある重いもの、倒れやすいものは固定する。
- ・針箱は保育室には持ち込まない。
- ・絨毯の端がめくれてつまずいたりしないよう固定する。
- ・子どもの動線に配慮した環境を設定し、死角をつくらない。
- ・ロッカーの上に子どもを乗せない。

② 事務室

- ・職員がいない時には子どもを自由に出入りさせない。
- ・事務用品（特にカッター、ナイフ、千枚通し、ボンド等）は戸棚または引き出しの中に片付ける。

③ 廊下

- ・物を置かない。（避難通路になっている）

④ 保健室

- ・原則として出入り口及び薬品庫の鍵は常に閉めておく。
- ・薬品は子どもの手の届かない所に置く。

⑤ 洗濯室

- ・出入り口の扉は常に閉めておく。
- ・原則として子どもを出入りさせない。

⑥ 調理室

- ・子どもの入室は禁止する。
- ・職員が不在になる時は施錠する。

ウ 園庭

- ① 固定遊具や砂場、乗り物、植物や飼育物等の扱い方について職員間で情報の共有化をはかっておく。
- ② 飼育物と触れ合う時は、保育士が側に付き添い、かまれる、引っかかることのないように気をつける。その後の手洗いを励行する。動物アレルギー反応のある子どもへは個別配慮する。
- ③ 常に人数把握し、特に遊び場所が変わるときや保育士がその場を離れるときは、声を掛け合い危険防止の確認を行う。
- ④ 不審者の侵入や子どもの飛び出しに注意し、出入り口を施錠し管理する。
- ⑤ 毎朝、危険なものが落ちていないか、犬猫の糞など不衛生なものがないか、点検を怠らない。常に清潔を保つよう、随時取り除く・掃く・洗い流す等、環境への配慮に努める。(休み明けは、特に念入りを行う。)
- ⑥ 転倒時の安全と、陽射しを避けるため、常時帽子を着用させる。
- ⑦ 園庭倉庫の管理には、十分注意する。(子どもは中に入らない等)
- ⑧ 植物(樹木)に突起物や害虫がないか点検、確認する。
- ⑨ 植物(樹木)や花は毒性のないものを選ぶ。
- ⑩ 倉庫や用具入れの戸は子どもが自由に開閉できないようにする。
- ⑪ フェンスネットがはずれて引っかかる危険のないよう、整備点検する。
- ⑫ 門扉の鍵は子どもが簡単に開けられないものにする。

<参考例 4>

緊急時の役割分担表の書式例

「保育現場の「深刻事故」対応ハンドブック」の書式例を元に作成

緊急時の役割分担表（順序）の書式例

緊急時の役割分担表（順序）

心肺蘇生	施設・事業所内外にいる全職員、管理者の動向把握と連絡（＝事故後の現場責任者）	直後の外部連絡（当該子どもの保護者、地方自治体の担当者など）	保護者や近隣への説明（求められたとき）※	残った職員による継続保育を監督 ※※	事実の記録を促す

【役割分担表の記入・活用のポイント】

<準備段階>

- ・左側の列（心肺蘇生の欄）から順番に、そして上の欄から順番に「今、施設・事業所にいない人」を×で消していき、今、施設・事業所にいる職員のうち一番上の欄に書かれている職員がその役割を担当する。不在の職員の動向については、下の余白に記入する。

○ 役割分担表の記入・活用のポイント

- ・※の役割は、内容を冷静に伝えることができる者とする。
- ・※※の役割は、子どもが不安にならないよう、職員を落ち着かせることができ、かつ、保育上の安全について特に配慮できる者とする。
- ・施設・事業所の長がいない組織、施設・事業所の副長がいる組織など、施設・事業者の組織はさまざまなので、自らの組織に合わせて記入する。
- ・「心配蘇生」は、できる人から順に名前を記入する。
- ・「心肺蘇生」以外は、すべて同じ順番でもかまわない。
- ・施設のリーダー層（理事長～主任、クラス・リーダー）は、危機に際して率先して動く。

<土曜保育、休日保育、遅番早番時の役割分担>

- ・分担表を特別に作る必要はない。
- ・深刻事故が発生した場合には、左（心肺蘇生）から順に、上の欄から「いない人」に×をつけていき、いる人だけで対応する。
- ・今後、施設・事業所に来る職員がいる場合は、下の余白に記入する。

<施設・事業所外保育（お散歩、遠足、宿泊活動など）の場合>

- ・施設・事業所外保育の場合も土曜保育等と同様に対応する。
- ・出発前に、施設・事業所外にいる職員と施設・事業所に残っている職員の両方において、「動向把握と連絡の担当」を決めること。

<参考例 5>

119 番通報のポイントと伝えるべきことの書式例

「保育現場の「深刻事故」対応ハンドブック」の書式例を元に作成

119 番通報のポイントと伝えるべきことの例

119 番通報のポイントと伝えるべきこと

1. 「救急です」

119 番につながったら、まずはっきり

「**救急です**」と言います（＝火事ではない）。

住所：

目印：

2. 場所（住所）を告げる

施設・事業所の敷地内で起きた場合は、施設・事業所の住所を言います。施設・事業所は住宅地の中のわかりにくい場所にあることも多いので、救急車が来るときに目印となる公園や交差点名なども告げましょう（住所、目印は電話の横に書き出しておきます）。

散歩や施設・事業所外の活動のときも、公園や施設の名前や住所、通過する大きな交差点や目立つ建物などの名前を言えるよう地図を作って携帯します。

3. 事故の状況を説明する

「誰が」「どうしたのか」を正確にわかりやすく伝えます。たとえば、「〇時〇分ごろ、×歳児が 1 人、高さ 1.5 メートルの滑り台から落ちました。動きません。泣いてもいません。どこを打ったかはわかりません」「〇時〇分ごろ、×歳児が給食中に〇〇を（何かを）喉に詰まらせました。唇が青くなってきました」。

基本は、「いつ、どこで、誰が、何を（何から、何に）、どうした」と「今、～な状態である」です。こうした情報は救急を要請するときだけでなく、ヒヤリハットや事故の情報を共有するときにも重要です。

4. 通報者の氏名と連絡先を告げる

「私の名前は、〇〇です。電話番号は～」と告げます。施設・事業所外におり、携帯電話から通報している場合には、携帯電話であることも告げます。

5. 通報後は、しばらく電源を切らない

通報を処理するセンターから確認の電話がくる場合もあるので、通報後しばらくは電源を切らないこと。

6. 救急車を迎える

道路などに出て、救急車に合図をしましょう。すでに暗くなっていたら懐中電灯を持って出て、救急車に合図をしましょう。

※「正しい 119 番通報の方法」（総務省消防庁防災情報室）の内容を保育施設向けに改変しました。

<http://www.fdma.go.jp/ugoki/h1610/19.pdf>

<参考例6>

保護者や地域住民等、関係機関との連携

「家庭的保育の安全ガイドライン（NP0 法人家庭的保育全国連絡協議会作成）」P5

4 地域との関わりの重要性

- ・家庭的保育は1人または保育補助者などと少人数の保育者により保育が行われています。保育補助者とともに保育をしている場合も、1人で保育する時間帯もあります。家族や地域の人など保育者以外の力を借り、子どもの安全を守る必要が生じることがあります。そのため、常日頃から地域とのコミュニケーションを積極的にとるようにし、いざという時の協力・援助を依頼しておきましょう。
- ・まずは家庭的保育という保育を行っていることを地域の方に知っておいていただくことが必要です。特に、保育室開設時の挨拶や日々の挨拶を欠かさないようにしましょう。
- ・いざという時に、いち早く駆けつけてもらえるのは地域の人です。日中どこの家に人がいるか、どこの家なら助けが求められるかということも把握しておくとい良いでしょう。
- ・地域の人とのコミュニケーションは、いざという時に助けてもらえるだけでなく、日常的に様々な情報が得られ、防犯・防災に備えることにつながります。
- ・地域の関係機関はもとより、警察、交番、自治会長、民生委員などともコミュニケーションを図り、特に災害時など気にかけてもらえるようにしておきましょう。
- ・子どもを連れて散歩や公園へ出かける時に、子どもと共に近所の方々に挨拶をし、顔を覚えてもらう、公園で地域の子供達と遊ぶ時には保護者たちとも仲良く付き合う、町内会の避難訓練の行事にも参加する、などにより、家庭的保育者が媒介となって、子どもが育つ地域作りをしていきます。
- ・地域の人々に見守られる家庭的保育は保護者の安心にもつながるでしょう。

<参考例 7>

安全教育

「安全保育（三鷹市作成）」P 5～6

イ 安全保育

① 子ども

子どもが小さいうちは、子どもの特性の理解と周囲の環境整備により大部分の事故は防止可能である。しかし、子どもの成長に伴って、子ども自身が安全や危険を認識し対応することが必要である。そのために、健康教育や交通安全指導などの機会を利用して、子どもたちに安全教育を行う。

- ・園内の危険な場所を教えておく。また、子どもが遊ぶ際は、配慮しなければならないことなども指導する。（急に保育室内から飛び出さない、廊下では走らないなど）
- ・保育園内の遊具や、園庭・プールなどでの遊び方を指導する。
- ・ヒヤリ・ハット事例や事故が発生したときは、予防策について、子どもたちに指導する。（鼻にものをつめない、頭は大事など）
- ・散歩や遠足など戸外活動を行うときは、道路の歩き方、渡り方、公園など現地での遊び方を指導する。

② 職員

保育園での事故防止にあたっては、事故を防ぐための方策について学習し知識を得ること、および現場に潜む危険を鋭く予測するための危険予知力を高め、瞬時に介する問題解決能力を身につけることが必要である。

安全保育などのマニュアルや「医療機関を受診した負傷事故」（保健部会統計）等を活用し、子どもの発育・発達と事故の関係、事故の生じやすい場所等を、職員会議や年度末などに機会を設けて職員間で共有することで、事故への認識、危険に対する予知能力の向上を図る。具体的には園庭遊び、遊具の使い方、異年齢合同保育の留意点について確認し、プールの安全管理など、季節に応じた安全面の配慮を職員会議などで共有する。

- ・資料 1 「年齢ごとの事故防止チェックリスト」を活用する。
- ・過去の事例を事故直後や年度末などに振り返り、再発防止策を学ぶ。
- ・交通安全指導や消防署・警察署による避難訓練・防犯訓練などを実施する。
- ・救命研修などを活用し、応急処置の仕方を身に付ける。
- ・園内研修などを活用し、学習する。

③ 保護者

子どもへの安全教育や職員の配慮により、ある程度事故を減らすことは可能であるが、それだけでは十分ではない。一日のうちの長い時間を過ごす保育園では、子どもの心身の状態が日々の活動に与える影響も大きいことから、保護者と連携して子どもの毎日の生活リズムを整え、規則正しい生活を送ることにより、情緒や体調を整えておくことが必要である。また、家庭における保護者の行動や教育により、子どもが安全な生活習慣を身につけることが不可欠である。やけどの防止や衣類・靴の選び方、ヘルメット・チャイルドシートの推進など、子どもの事故防止策について、園だより、保護者会などを活用し保護者に周知する。

<参考例 8－1>

施設内設備のチェックリスト

「上尾市立保育所危機対応要領 資料編（上尾市作成）」P12～13

○施設内設備（環境上の点検事項）

所長	リスクマネージャー	担当

正門	きちんと開閉する。	
	ストッパーがついている。	
	鍵がきちんとかかる。	
	子どもが一人で開けられないようになっている。	
	外部から不審者が入れないように工夫してある。	
出入口	きちんと開閉する。	
	障害物がない。	
	指詰め防止の器具がついている。	
	鍵がきちんとかかる。	
	延長保育時の保護者の出入りの工夫をするなど、不審者対策を行っている。	
保育室	保育室・職員室が整理整頓されている。	
	ロッカー・棚及び上においてあるものが固定されている・角が危なくない。	
	くぎが出ていたり、壁・床等破損しているところがない。	
	画鋲でとめてある所にセロハンテープがついている。	
	子どもが触れる位置にある電気プラグは防止策をしている。	
プールサイド	柵・床が破損したり滑ったりしない。	
	水をためたり、排水がスムーズに流れる。	
	プール内外がきちんと清掃されている。	
	プール内外に危険なもの不要なものが置かれていない。	
階段	破損部分がない。	
	すべり止めがついている。	
	手すりがきちんとついている。	
	妨げになるものが置いていない。	
	死角になるところがない。	
	2階の柵がきちんと設置されている。	
園庭	危険なものが落ちていない（煙草の吸殻・犬猫のふん他）。	
	木の剪定がされている。	
	砂場が清潔に保たれている。	
	柵・外壁・固定遊具などの破損がない。	
	死角になるところがない。	
	雨上がりの始末はきちんとされている。	

テ ラ ス	床・壁・柵等の破損部分がない。	
	水たまりができないように清掃されている。	
	滑らないように工夫されている。	
	避難は確保されているか。	
	柵の扉の鍵がきちんとかかる。	
	外部からの不審者が入れないように工夫してある。	
	転んでも頭が切らないように角がとれている。	

○施設内設備（指導上の配慮事項）

所長	リスクマネージャー	担当

正門	園児が門を開閉して遊ばないように注意している。	
	門の安全を確認して開閉している。	
	お迎えの人が通常と違う時は連絡をもらっている。	
	来園者の出入りを確認し、知らない人が入って来たら声をかけている。	
出入口	園児に開閉で遊ばないように注意している。	
	門の安全を確認して開閉している。	
	来園者の出入りを確認している。	
	保護者に延長時の対応を知らせている。	
プール 保育室・	ロッカー・柵の上に乗らないように伝えている。	
	室内で走らないよう知らせている。	
	プール内でのマナーを知らせている。	
階段	昇り方降り方を知らせている。	
	階段で遊ばない、勝手に登らないなど約束している。	
園庭	来園者の出入りを確認している。	
	園庭遊びの約束事を決め知らせている。	
	倉庫の中では遊ばないようにしている。	
	知らない人に声を掛けられてもついて行かないよう注意している。	
	園児がどこで遊んでいるか把握し、見えにくいところや危険が予測されるところは保育者がついている。	
テラス	危険な遊びをしないよう知らせている。 （2階から玩具を落とす、柵に上がるなど）	
	テラス、ベランダでは走らないようにしている。	

<参考例 8－2>

遊具のチェックリスト

「上尾市立保育所危機対応要領 資料編（上尾市作成）」P14～15

○固定遊具（環境上の点検事項）

所長	リスクマネージャー	担当

すべり台	さびや金属劣化で手すり等がグラグラしていない。	
鉄棒	さびや金属劣化等で本体部分にぐらつきがない。	
	基礎部分にぐらつきがない。	
のぼり棒	さびや金属劣化で本体部分に傷んでいる箇所はない。	
	上り棒が本体部分からはずれやすくなっていない。	
	下が固い場合、クッションになる物を設置している。	
ジャングルジム	さびや金属劣化で本体部分に傷んでいる箇所はない。	
うんてい	さびや金属劣化で本体部分に傷んでいる箇所はない。	
砂場	犬や猫の糞対策等衛生面の具体的配慮がある。	
	砂場に石・ガラス片・釘等先の尖った物などが混ざっていないようにチェックしている。	

○固定遊具（指導上の注意事項）

所長	リスクマネージャー	担当

滑り台	順序よく滑るよう指導している。	
	最上部で子ども達がふざけ合っていない。	
	他児を押している子どもがいない。	
	頭から滑り降りている子どもがいない。	
鉄棒	鉄棒の正しい握り方の指導をしている。	
	鉄棒をしている子の前後に他の子がいない。	
	鉄棒に縄跳び等を縛り付けて遊んでいない。	
	上手にできない子に正しく指導している。	
ブランコ	遊んでいるブランコの前後に他の子はいない。	
	周りに他児がいないことを確認して遊ぶように指導している。	
	必要以上にブランコの勢いをつけてこいでいない。	
	ブランコから手を離して飛び出したりしていない。	
のぼり棒	ひとつのブランコに沢山の子ども達が乗って遊んでいない。	
	最上部で立ち上がっている子どもはいない。	
	上り棒や本体部分をわざと揺らしてる子はいない。	
	下に他児がいないことを確認して降りるよう子どもに指導している。	
ジャングルジム	上り棒から樹木をつかんだり乗り移ったりしていない。	
	上でふざけて合っている子どもはいない。	
	下に三輪車等の遊具を置かないよう注意している。	
	上から物を投げないように指導している。	
うんてい	下に他児がいないことを確認して遊ぶよう指導している。	
	うんていの上で立ち上がったり歩いたりしている子はいない。	
砂場	他児に砂を投げたりしていないか。砂が目に入ると危険であるということを子どもに指導している。	
	スコップ等砂場遊具の安全な使用方法を指導している。	
	砂を口に入れないよう、注意している。	
	砂の付いた手で目等こすらないように指導している。	
その他	上記の遊具で遊んでいる時は、目を離さずに側に行き見守っている。	
	公園にある遊具についても、安全点検し遊ばせている。	
	全体を見わたせる位置に保育士がいて子供を把握している。（全体把握）	

<参考例 8－3>

年齢別のチェックリスト

「上尾市立保育所危機対応要領 資料編（上尾市作成）」P16～25

○チェックリスト（0歳児）

所長	リスクマネージャー	担当

1	子どもの周囲に鋭い家具、玩具、箱などがいないかを必ず確認し、危険な物はすぐに片付けている	
2	ベビーベッドの柵とマットレス、敷き布団の間に隙間のないことを確認している。	
3	ドアのちょうつがい、子どもの指が入らないように注意している。	
4	子どもの周りに、角やふちの鋭いものはないようにしている。	
5	床に損傷、凹凸がないか確認している。	
6	口の中に入ってしまう小さなおもちゃを手の届くところに置かない。	
7	ビニール袋、紙、紐、ゴム風船は、子どもの手の届かない所にしまっている。	
8	園庭の玩具に損傷や不具合がないか確認し、危険な物は片付けている。	
9	子どもが入っている時は、ベビーベッドの柵を必ず上げる。柵には物を置かない。	
10	寝ている子どもの上に、物が落ちてこないよう安全を確認している。	
11	敷居や段差のあるところを歩くときは、つまづかないようにする。	
12	子どもが、暖房器具のそばに行かないように気をつけている。	
13	沐浴やシャワー中の子どものそばから離れないようにしている。事前に温度確認をしている。	
14	ミルクを飲ませた後は、ゲップをさせてから寝かせる。	
15	よだれかけを外してから、子どもを寝かせている。	
16	子どもを寝かせるときには仰向けに寝かせ、常にそばについて子どもの状態を観察している。	
17	換気および室温などに注意し測定している。	
18	子どもの足にあっている靴か、身体にあったサイズの衣類か、ボタン、装飾品など口に入りやすいものがあるかどうか確認している。	
19	オムツの取替えなどで、子どもを寝かせたままにしてそばを離れることはない。	
20	子どもを抱いているとき、自分の足元に注意している。	
21	子どもを抱いているとき、あわてて階段を下りることはない。	
22	いすに座っていて急に立ち上がったたり、倒れることがないように注意している。	
23	つかまり立ちをしたり、つたい歩きをし始め不安定なとき、そばについて注意をしている。	
24	口に物をくわえて歩かないようにしている。	
25	子どもは保育士を後追いをすることがあるので、保育者の近くに子どもがいないか注意している。	
26	バケツや子供用プールに、水をためて放置することはない。	

27	遊びの中で、転倒することがあるので、周囲の玩具などに注意している。	
28	砂を口に入れたり、誤って砂が目に入ってしまうことがないように気をつける。	
29	午睡時チェックを15分ごとに行っている。	
30	連絡ノートで家庭での健康上の様子を知り、視診をしっかりと、健康チェックをしている。	
31	感染防止のため手洗いを充分に行っている	
32	食事時誤飲のないようゆっくり対応している。	
33	人数確認のチェック	
34	園で使用するベビー用品は、子どもの年齢や使用目的にあったものを選び、取り扱い説明書をよく読んでいる。	
35	子どもが直接触れて火傷をする様な暖房器具は使用しない。暖房器具のそばに行かないように気をつける。	
36	敷き布団は、固めのものを使用している。	
37	室内を清潔に保ち衛生面に気をつける。	

○チェックリスト（１歳児）

所長	リスクマネージャー	担当

1	子どもの遊んでいる位置や人数を確認している。	
2	固定遊具を使用する時は、そばについている。	
3	おもちゃを持ったり、カバン等を身体にかけたまま、固定遊具で遊ばせることはない。	
4	子どもが敷居や段差のあるところを歩く時には、つまづかないように注意している。	
5	教室からベランダや玄関等の段差のあるところに、子どもが一人で行くことはない。	
6	子どもが大きなものを持って移動する時は、付き添う。	
7	子どもの腕を強く引っ張らないように注意している。	
8	肘内障を起こしやすい子ども、アレルギーや家庭事情など配慮を要する子どもを全職員が把握している。	
9	椅子に立ち上がったたり、椅子をおもちゃにして遊ばないよう注意している。	
10	午睡中はある程度の明るさを確保し、子どもの眠っている様子や表情の変化に注意している。	
11	ドアを開閉する時、子どもの手や足の位置を確認している。	
12	子どもが引き出しやドアを開け閉めして遊ばないよう注意している。	
13	室内は整理整頓を行い、使用したものはすぐに収納場所にかたづけている。	
14	ハサミやカッターなどの刃物は、使用したら必ずかたづけている。	
15	コンセントなどにさわらないように注意している。	
16	口の中に入ってしまう小さなおもちゃを手の届くところに置いていない。	
17	ネジや玩具の破片など誤飲の原因となるものが落ちていないか確認している。	
18	食べ物の硬さや大きさ、量などを考えて食べさせている。	
19	ビニール袋などは、子どもの手の届かない所にしまっている。	
20	紐などを首にかけないように注意している。	
21	子どもが鼻や耳に小物を入れて遊ばないように注意している。	
22	遊具などをくわえて走り回ることがないようにしている。	
23	床が濡れたらすぐに拭き取るようにしている。	
24	トイレのレバーを操作する時は、手助けをしている。	
25	落ち着いて便器に座るように補助している。	
26	子どもの足にあった靴か、身体にあったサイズの衣類かを確認している。また、靴を正しく履いているか確認している。	
27	公園は年齢にあった公園を選び、遊ばせる際には安全に十分気をつけている。	
28	砂を口に入れたり、誤って砂が目に入ってしまうことがないように、気をつけている。	
29	避難散歩車を使用する時は、きちんとつかまって立ち、手や身体を乗り出さない	

	よう注意している。	
30	ウサギなどの小動物と遊ぶ時は、そばについて怪我をしないように気をつけている。	
31	散歩の時は人数確認している。(出発前・散歩先・到着後)	
32	道路では、子どもが飛び出さないよう十分注意している。	
33	散歩中、動物・危険物(自動車、バイク、自転車、看板等)に触らないよう気をつけている。	
34	バケツや子ども用プールの中に、水をためて放置することはない。	
35	水遊びをする時は、必ず保育者が付き添い、ケガや事故のないよう十分注意している。	
36	毎朝視診を行う(連絡ノートなどにより、職員が体調を把握する)。	
37	水分補給は努めて行っている。	
38	高いところに重いものを置かない(落下防止)。	
39	常に保護者との連絡手段を確保している。	
40	室内外で角や鋭い部分にはガードがしてある。	
41	ロッカーや棚は倒れないよう転倒防止策を講じている。	
42	画鋸などの危険物が落ちていないか点検している。	
43	床は滑りやすくなっていないか注意している。	
44	室内遊具に破損はないか点検している。	
45	室内の換気・温度・湿度は適切か気をつけている。	
46	本の破損がないか点検している。	
47	十分な保育空間が確保されているか気をつけている。	
48	窓ガラスにひび割れがないか点検している。	
49	出入り口の戸の開閉がスムーズに出来るか、外れやすくなっていないか点検している。	
50	雨の後など、テラスや園庭の固定遊具が濡れて滑りやすくなっていないか確認している。	

○チェックリスト（2歳児）

所長	リスクマネージャー	担当

1	子どもの遊んでいる位置を確認している。	
2	遊具の安全を確認している。	
3	固定遊具を使用するときは、そばについている。	
4	おもちゃを持ったり、カバンをかけたまま、固定遊具で遊ぶことがないように注意している。	
5	すべり台の正しい遊び方を指導し、上でふざけたり、危険な遊びをさせないようにしている。	
6	砂場では砂の汚染や量、周りの柵について注意・点検している。	
7	砂が目に入らないよう、また人にかからないよう砂の扱い方について知らせている。	
8	固定遊具の近くで遊ぶ際、勢いあまって衝突することがないように注意している。	
9	子どもが敷居や段差のあるところを歩くときや、外遊びをするときは、つまづかないように注意している。	
10	子どもが大きなものを持つときは、段差がないか床や地面の状態に注意している。	
11	階段や玄関などの段差のあるところに、子どもがひとりで行かないように注意している。	
12	階段を上り下りするときは、子どもの下側を歩くか、手をつないでいる。	
13	室内では衝突を起こしやすいので走らないようにし、人数や遊ばせ方を考えている。	
14	おもちゃの取り扱いなどの機会をとらえて、安全な遊び方を指導している。	
15	午睡中は、ある程度の明るさを確保し、子どもの眠っているようすや表情の変化に注意している。	
16	午睡後、十分に覚醒しているか、個々の状態を十分に把握している。	
17	子どもの腕を強く引っばらないよう注意している。	
18	肘内障を起こしやすい子ども、アレルギーや家庭事情など配慮を要する子どもを全職員が把握している。	
19	手に怪我をしていたり、手がふさがっているときは、特にバランスが取りにくく、転びやすいので注意している。	
20	室内・室外で角や鋭い部分にはガードがしてある。	
21	保育者が見守っているときを除き、いすに立ち上がったたり、いすをおもちゃにして遊ぶことはない。	
22	ロッカーや棚は倒れないよう転倒防止策を講じている。	
23	ドアを開閉するとき、子どもの手や足の位置を確認し、必要によりストッパーを使用している。	
24	子どもが引き出しやドアを開け閉めして、遊んでいることがないように注意している。	

25	室内は整理整頓を行い、使用したものはすぐに収納場所にかたづけている。	
26	ハサミやカッターなどの刃物は、使用したら必ずかたづけている。	
27	遊具などをくわえて走り回ることがないようにしている。	
28	口の中に入ってしまう小さなおもちゃを手の届くところに置いていない。	
29	食べもののかたさや、大きさ、量などを考えて食べさせている。また、魚には骨があることも伝え、注意している。	
30	ビニール袋などは、子どもの手の届かない所にしまっている。	
31	子どもが鼻や耳に小物を入れて遊んでいないか注意している。	
32	先の尖ったものを持たせないようにしている。	
33	子どもが直接ふれてやけどをするような暖房器具は使用していない。また、子どもが暖房器具のそばに行かないよう気をつけている。	
34	床が濡れたらすぐに拭きとるようにしている。	
35	トイレには必ず保育者が付き添っている。	
36	バケツや子ども用プールなどに、水をためて放置することはない。	
37	水遊びをするときは、必ず保育者が付き添っている。	
38	ウサギなどの小動物と遊ぶときは、そばについて注意している。	
39	火は熱いことを教え、気をつけるように指導している。	
40	子どもの足にあった靴か、体にあったサイズの衣類かを確認している。また、靴を正しく履いているか確認している。	
41	散歩のときは人数確認している。	
42	道路では飛び出しに注意し、指導している。	
43	散歩のときは、動物、危険物(自動車、バイク、自転車、看板等)に触らないよう気をつけている。	
44	手をつないで走ると転びやすいこと、転んだときに手がつきにくいことを保育者は理解し、指導している。	
45	散歩のとき、園が近づくと早く帰園しようとして、走ったり早足になると危険であることを、保育者が理解している。	
46	公園は年齢にあった公園を選び、遊ばせる際には安全に十分気をつけている。	
47	年齢にあった固定遊具であるか、雨などで滑りやすくなっていないかなど点検して遊ばせている。	
48	ジュースの空き缶やタバコなどの危険な物があるときには、口にしないように指導し、危険な物に気がついたらかたづけるようにしている。	
49	犬や動物はかんだり、鶏はつつくことがあることを子どもに教え、注意している。	
50	子ども一人一人の個性や発達を把握し、子どもの行動を読み取るよう気をつけている。	

○チェックリスト（3歳児）

所長	リスクマネージャー	担当

1	子どもの遊んでいる遊具やまわりの安全を確認している。	
2	固定遊具の遊び方の決まりを守らせるようにしている。	
3	おもちゃを持ったり、カバンをかけたまま、固定遊具で遊ぶことがないように注意している。	
4	砂場は、砂の汚染や量、周りの柵について注意点検している。	
5	園庭の状況にあった遊び方を選び、保育者は子どもの行動を常に確認できる状況である。	
6	室内では衝突を起こしやすいので走らないようにし、人数や遊ばせ方を考えている。	
7	おもちゃの取り扱いなどの機会をとらえて、安全な遊び方を指導している。	
8	午睡中はある程度の明るさを確保し、子どもの眠っているようすや表情の変化に注意している。	
9	午睡後、十分に覚醒しているか、個々の状態を十分に把握している。	
10	子どもの腕を強く引っぱらないように注意している。	
11	既往症のある子どもや家庭事情など配慮を要する子どもを全職員が把握している。	
12	室内・室外で角や鋭い部分にはガードがしてある。	
13	保育者が見守っているときを除き、いすに立ち上がったり、いすをおもちゃにして遊ぶことはない。	
14	ロッカーや棚は倒れないよう転倒防止策を講じている。	
15	室内は整理整頓を行い、使用したものはすぐに収納場所にかたづけている。	
16	ハサミやカッターなどの刃物は、使用したら必ずかたづけている。	
17	おはしなどを持って歩き回ることがないように注意している。	
18	食べもののかたさや、大きさ、量などを考えて食べさせている。	
19	先の尖がったものを持ち歩いたり、振り回したりしないように指導している。	
20	子どもが直接ふれてやけどをするような暖房器具は使用していない。また、子どもが暖房器具のそばに行かないよう気をつけている。	
21	床が濡れていたらすぐに拭き取るようにしている。	
22	子ども同士のトラブルにも注意深く見守っている。	
23	おもちゃを投げたり、ふりまわしたりしないよう指導している。	

○チェックリスト（４歳児）

所長	リスクマネージャー	担当

1	子どもの遊んでいる遊具や周りの子どもの安全を確認している。	
2	滑り台や登り棒、ジャングルジムなど固定遊具の遊び方の決まりを守らせるようにしている。	
3	おもちゃを持ったり、滑り台の上でふざけたり危険な遊びをさせないようにしている。	
4	登り棒の登り方、降り方を指導し、下には遊具のないように気をつけ、必ず付き添うようにしている。	
5	砂場では砂の汚染や量、周りの枠について注意点検している。	
6	固定遊具の近くで遊ぶ時は勢いあまって衝突することがないように注意している。	
7	鉄棒で遊ぶ時は下に遊具などが無いように気をつけ、必ず付き添うようにしている。	
8	園庭の状況にあった遊び方を選び、保育士は子どもの行動を常に確認できる状況である。	
9	子どもの足にあった靴や体にあったサイズの衣類かを確認している。また、靴を正しく履いているか確認している。	
10	フェンスや門など危険な高い場所に上らないように指導している。	
11	おもちゃの取り扱いなどの機会をとらえて、安全な遊び方を指導している。	
12	午睡後、十分に覚醒しているか、個々の状態を十分に把握している。	
13	子どもの腕を強く引っ張らないようにしている。	
14	肘内障を起こしやすい子どもや、家庭事情など配慮を要する子どもを全職員が把握している。	
15	テーブルやイスに立ち上がったたり、逆さにしたり、揺らして遊ぶことがないように指導している。	
16	ロッカーや棚は倒れないように転倒防止策を講じている。	
17	室内は整理整頓を行い、使用したものはすぐに収納場所に片付けている。	
18	ハサミなど正しい使い方をさせ、使用したら必ず片付けている。	
19	お箸などを持って歩き回ることがないように注意している。	
20	給食の魚を食べる時は、骨に注意し、食べ方を指導している。	
21	子どもが鼻や耳にどんぐりや小物を入れて遊んでいないかを注意している。	
22	先の尖ったものを持っているときは、人に向けてたり、振り回したりしないように指導している。	
23	子どもが暖房器具のそばに行かないように気をつけている。	
24	床が濡れていたら、すぐに拭き取るように気をつけている。	
25	トイレや手洗い場、室内、廊下、テラスでは走らせない。	
26	トイレ用の洗剤や、消毒液は子どもの手の届かない所に置いている。	
27	水遊びをする時は、必ず保育士が付き添っている。	

28	散歩の時、園庭においても人数を確認している。	
29	道路では飛び出しに注意をしている。また交通ルールなどの安全指導をしている。	
30	歩道に危険なものがないか注意している。	
31	散歩の時は、動物、危険物(自動車・バイク・自転車・看板等)に触らないように気をつけている。	
32	信号を渡る時は、列を短くし、安全に迅速に渡るようにしている。	
33	手をつないで走ったり、階段の上り下りをしたりすると、転倒時に手がつきにくいことを話し指導している。	
34	散歩時に、枝・棒切れ・BB弾などを拾ったり、保育所に持ち込まないように指導している。	
35	前を見て歩かせ、列全体のスピードを考え誘導している。	
36	公園は年齢にあった公園を選び、遊ばせる際には十分に気をつけている。	
37	年齢にあった固定遊具であるか、雨などで滑りやすくなっていないかなど点検して遊ばせている。	
38	石や砂を投げてはいけないことを指導している。	
39	犬や動物はかんだり、鶏はつつくことがあることを子どもに教え、注意している。	
40	蜂の巣がないか点検している。	
41	蜂の嫌がることをすると刺されることを教えている。	
42	カエルを触った手で目をこすらないように注意している。	

○チェックリスト（５歳児）

所長	リスクマネージャー	担当

1	子どもの遊んでいる遊具や周りの安全を確認している。	
2	滑り台やブランコなど、固定遊具の遊び方の決まりを守らせるようにしている。	
3	滑り台の上でふざけたり、危険な遊びをさせないようにしている。	
4	園庭の状況にあった遊び方を選び、保育者は子どもの行動を常に確認できる状況である。	
5	子どもの足にあった靴か、体にあったサイズの衣類かを確認している。また、靴を正しく履いているか確認している。	
6	縄跳びの安全な遊び方やロープの正しい使い方を指導している。	
7	フェンス、門など、危険な高い所には登らないように指導している。	
8	ロッカーや棚は倒れないよう転倒防止策を講じている。また、ロッカーの上など落下物がないかチェックしている。	
9	室内は、整理整頓を行い、使用したものはすぐに収納場所へ片付けている。	
10	ハサミなどの器具は正しい使い方をさせ、安全な所に片付けている。	
11	調理活動中に、包丁・ピーラーを使用するときは、常に付き添い指導を行うようにしている。	
12	先の尖ったものを持つときは、人に向けたり、振り回したりしないように指導している。	
13	床が濡れていたらすぐに拭き取るようにしている。	
14	散歩のときは、人数確認をしている。	
15	道路では、飛び出しに注意をしている。また、交通ルールなどの安全指導をしている。	
16	手をつないで走ったり、階段の上り下りをしたりすると、転倒時に手がつきにくいことを話し指導している。	
17	前を見て歩かせ、列全体のスピードを考え誘導している。	
18	坂道は、勢いがつくことを保育者は理解し、指導している。	
19	公園は年齢にあった公園を選び、遊ばせる際には安全に十分気をつけている。	
20	石や砂を投げてはいけないことを指導している。	
21	犬や動物はかんだり、鶏はつつくことがあることを子どもに教え、注意している。	
22	蜂の嫌がることをすると刺されることを教えている。	
23	小動物(カエル・カナヘビなどを含む)を触った後は、手洗いをさせる。	
24	遊びでの危険を知らせ、自分でも判断できるよう指導している。	
25	散歩から帰った後のうがい、手洗い、水分補給を指導している。	
26	滑り台や鉄棒、登り棒は付近で指導し、保育士がいない時はやらないよう指導している。	

(参考資料の一覧)

- 1 「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(平成 27 年 2 月 16 日付け府政共生 96 号、26 初幼教第 30 号、雇児保発 0216 第 1 号)
(<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/s-jikohoukoku-t.pdf>)
- 2 「水泳等の事故防止について」(平成 27 年 5 月 1 日付け 27 文科ス第 119 号)
- 3 「認定こども園においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」(平成 27 年 6 月 8 日付け府子本第 157 号)
(http://www.caa.go.jp/csic/action/pdf/150608_notice_cao.pdf)
- 4 「児童福祉施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」(平成 26 年 6 月 20 日付け雇児総発 0620 第 1 号)
- 5 「保育所及び認可外保育施設における事故防止の徹底等について」(平成 25 年 1 月 18 日付け事務連絡)
- 6 「保育所保育指針」(平成 20 年 3 月 28 日厚生労働省告示第 141 号) 及び平成 20 年 3 月「保育所保育指針解説書」(第 5 章 健康及び安全)
 - ・保育指針
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/hoiku04/pdf/hoiku04a.pdf>)
 - ・解説書
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/hoiku04/pdf/hoiku04b.pdf>)
- 7 「保育所における感染症対策ガイドライン」(平成 24 年 11 月厚生労働省)
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/hoiku02.pdf>)
- 8 「保育所における食事の提供ガイドライン」(平成 24 年 3 月厚生労働省)
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/shokujiguide.pdf>)
- 9 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成 23 年 3 月厚生労働省)
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/hoiku03.pdf>)

(参考文献、地方自治体等の取組み例の一覧)

- ・ 子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き（平成 22 年 3 月 文部科学省）
(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/04/___icsFiles/afiedfile/2010/11/16/1292763_02.pdf)
- ・ 子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）（平成 26 年 7 月 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）
(http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/___icsFiles/afiedfile/2014/09/10/1351863_02.pdf)
- ・ 保育所事故対応指針（平成 25 年 6 月 愛知県）
(<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kosodate/0000062804.html>)
- ・ 上尾市立保育所危機対応要領（平成 19 年 3 月 上尾市健康福祉部子ども家庭課）
(<https://www.city.ageo.lg.jp/uploaded/attachment/751.pdf>)
- ・ 上尾市立保育所危機対応要領 資料編（平成 19 年 3 月 上尾市健康福祉部子ども家庭課）
(<https://www.city.ageo.lg.jp/uploaded/attachment/753.pdf>)
- ・ 安全保育（平成 25 年 3 月 三鷹市立保育園保健部会）
- ・ 家庭的保育の安全ガイドライン（平成 24 年 3 月 NPO 法人家庭的保育全国連絡協議会）
(<http://www.familyhoiku.org/publish/pdf/guidline01.pdf>)
- ・ 保育園における事故防止と安全管理（平成 23 年 8 月 田中哲郎著）
- ・ 保育現場の「深刻事故」対応ハンドブック（平成 26 年 6 月 山中龍宏、寺町東子、栗並えみ、掛札逸美共著）

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 29 日

各都道府県・指定都市・中核市保育主管課
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認 可 外 保 育 施 設 担 当 課
各都道府県・指定都市・中核市放課後児童クラブ担当課
各都道府県・指定都市・中核市児童館担当課
各都道府県・指定都市・中核市地域子育て支援拠点事業担当課
各都道府県・指定都市・中核市子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業) 担当課
各都道府県・指定都市・中核市障害児支援主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附属学校を置く国立大学法人担当課

御中

こども家庭庁成育局安全対策課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁成育局成育基盤企画課
こども家庭庁成育局成育環境課
こども家庭庁支援局障害児支援課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

新年度における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について

平素から教育・保育施設等における安全管理の徹底について、御理解・御協力
いただき、ありがとうございます。

新年度となる 4 月は、こどもの新入園や進級、施設・事業所で勤務する職員の
入れ替わりなど、教育・保育施設等において環境が大きく変わる時期であり、重
大事故の発生が特に懸念されます。

教育・保育施設等における事故防止については、「教育・保育施設等における
事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成 28 年 3 月、以下

「ガイドライン」という。)において、施設・事業者、地方自治体それぞれが取り組むべき事項を示していますので、新たに教育・保育に携わる職員を含めたすべての職員に対して、下記事項を踏まえたガイドラインの周知徹底を図っていただくようお願いします。

特に、重大事故につながりやすい睡眠中のうつぶせ寝や食事時の誤嚥については、ガイドライン本文中の「重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項について」を改めて施設・事業所に周知を図るとともに、各地方自治体においても、必要な取組を行っていただくようお願いします。

なお、令和5年度子ども・子育て支援調査研究事業『教育・保育施設等における「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」等の効果的な周知方策についての調査研究』（以下、「調査研究」という。参考資料参照。）により、ガイドライン等の内容が教育・保育現場で働く職員に浸透するように、有識者からなる事業検討委員会において、現場の意見を聞いた上で、わかりやすい啓発資材（別添）を作成し、現場で活用できる効果的な啓発方策（KYT（危険予知トレーニング））を示しておりますので、自治体・施設等における各種研修等で、幅広く御活用いただきますようお願いいたします。

記

1. 施設・事業者による事故防止のための取組

(1) 重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項について

ア 睡眠中

(ア) 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要。

何よりも一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる。

(イ) やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。

(ウ) ヒモ、又はヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。

(エ) 口の中に異物がないか確認する。

(オ) ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。

(カ) こどもの数、職員の数に合わせ、定期的にこどもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

【補足事項】

教育・保育施設等においては、これまでも、睡眠中に、うつぶせ寝の状態で見られる死亡事故が繰り返し発生している。昨年 12 月に発生した乳児の死亡事故も、当該施設においては、乳児を寝かせる場合に、うつぶせ寝のまま寝かせることがあり、仰向けで寝かせるなどの窒息や乳幼児突然死症候群（SIDS）等への配慮が不十分であったこと、また、睡眠中のこどもの顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察していなかったことが所轄自治体の立入調査により判明している。

イ 食事中

- (ア) ゆっくり落ち着いて食べることができるようこどもの意志に合ったタイミングで与える。
- (イ) こどもの口に合った量で与える（1回で多くの量を詰めすぎない。）。
- (ウ) 食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意する。）。
- (エ) 汁物などの水分を適切に与える。
- (オ) 食事の提供中に驚かせない。
- (カ) 食事中に眠くなっていないか注意する。
- (キ) 正しく座っているか注意する。

【補足事項】

教育・保育施設等においては、これまでも、りんごやパン、ぶどうなどによる誤嚥事故が発生している。今年度は、すりおろしたりんごを食べたこどもの事故や、小学校の学校給食において、うずらの卵を喉に詰まらせこどもが窒息する事故が発生している。こどもの年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をすること。

りんごは、咀嚼により細かくなったとしても食塊の固さ、切り方によってはつまりやすいため、（離乳食）完了期までは加熱して提供すること。

(2) 職員の資質の向上について

各施設・事業者においては、こどもの安全確保に関する研修に参加することを基本とするとともに、すべての職員は、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）の実技講習、事故発生時の対処方法を身に付ける実践的な研修を通じて、事故防止に係る職員の資質の向上に努める。

施設・事業所での研修や職員会議などの機会に、こどもの発育・発達と事故との関係、事故の生じやすい場所等を共有することで、事故への認識、危険に対する予知能力の向上を図る。

【補足事項】

調査研究において実施した職員アンケートの結果、ガイドライン等の注意事項を実践している割合が比較的少なかった、保育補助者や栄養士・調理師、非常勤職員等も含め幅広く活用できる周知方策が期待された。調査研究により作成した啓発資材は現場の意見を取り入れた、わかりやすく短時間でも要領をつかみやすいものであり、また、啓発方策（KYT（危険予知トレーニング））は、役職や勤務形態等を問わず、一人一人が事故予防について考え、発言するなどの手法によるものであり、ガイドライン等の浸透につながることが期待されるので、自治体や施設等で実施する研修などにおいて、積極的に活用されたい。（調査研究参照）

2. 地方自治体による事故防止のための取組

(1) 職員の資質の向上について

- ア 計画的な研修に係る取組として、都道府県は各施設・事業者の研修の機会を確保するとともに、市町村においては制度の実施主体として積極的に研修の機会を確保するよう努める。
- イ 研修については、ガイドライン、事故のデータベース等の国が行う再発防止に関する取組、死亡事故等の重大事故の検証等の地方自治体が行う再発防止に関する取組、各施設・事業者の事故防止の取組や再発防止策の好事例の紹介、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）の実技講習等を内容とする。
- ウ 施設・事業者に対し、地方自治体による研修の内容を参考に、ガイドラインに基づく具体的な指針等の策定をはじめとした自らに適した取組を行うよう助言・指導する。
- エ 研修の機会の確保については、施設・事業者が自ら行う研修、地方自治体による研修（主催、外部委託、講師派遣）のほか、関係団体による研修、その他の団体が主催する研修等様々な主体による研修の紹介などを行う。

【補足事項】

ガイドライン等の浸透に向けた自治体の役割として、例えば、幼稚園と保育所の合同研修など、教育・保育施設等の中で合同研修を開催することで、教育・保育施設に関わるすべての職員に広く学習機会を提供することが考えられる。（調査研究参照）

(2) 指導監査等の実施について

- ア 事故の発生・再発防止の観点からも、施設監査（児童福祉法の認可権限に基づく指導監査（都道府県、市町村の取組）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく指導監査（都道

府県、指定都市、中核市の取組))、確認監査(子ども・子育て支援法に基づく確認権限による指導監査(市町村の取組))、指導監督(児童福祉法に規定する認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業に対する立入調査等の指導監督(都道府県、指定都市、中核市の取組))を実施することとし、都道府県と市町村は必要に応じて連携して対応する。

イ 施設監査における一般指導監査や指導監督における通常の立入調査は、死亡事故等の重大事故を防止するためにも重要であるという視点から実施する。

ウ 死亡事故等の重大事故が発生した場合又は児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じる恐れが認められる場合(こうした恐れにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含む。)に行われる指導監査等については、事前通告なく行うことについて適切に判断し、重大事故の発生・再発防止に資するよう効果的な運用を行う。

(3) 施設・事業者への周知と取組の推進について

ア 指導監査等のほか、国が発出する事故防止に係る通知等について、各施設・事業者へ周知し、事故発生防止に関する取組を推進する。

イ 施設・事業者に対し、日常的な助言・指導を行うことが効果的な事故の発生防止及び職員の資質向上につながると考えられることから、各施設・事業者の教育・保育等の方針や実施状況、指導監査等の実情も踏まえつつ、事前通告なく訪問し、こどもへの対応の方法、教育・保育の環境の状況、国が発出する事故防止に係る通知等に沿った教育・保育が実施されているかなどについて、巡回指導等を行うことが望ましい。

【補足事項】

自治体は、監査や巡回指導に当たり、補助的な役割を含むすべての職員が事故防止策を実行できるよう指導助言を行うことが期待される。その中で、教育・保育施設等の中でどのような研修が実施されているか確認した上で、補助的な役割の職員等を含むすべての職員が研修に参加できるよう助言することが望ましいと考えられる。(調査研究参照)

【参考資料】

- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン(平成28年3月)内閣府、文部科学省、厚生労働省
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline/>

- 令和5年度子ども・子育て支援調査研究事業『教育・保育施設等における「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」等の効果的な周知方策についての調査研究』

【実施者：PwC コンサルティング合同会社】

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/accident-prevention-at-nursery-facilities.html>

【問合せ先】

- **ガイドラインに関すること**
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
[Tel:03-6858-0183](tel:03-6858-0183)
- **保育所及び認定こども園に関すること**
こども家庭庁成育局成育基盤企画課企画法令第二係
[Tel:03-6861-0054](tel:03-6861-0054)
- **認可外保育施設に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
[Tel:03-6858-0133](tel:03-6858-0133)
- **放課後児童クラブ、児童館に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
[Tel:03-6861-0303](tel:03-6861-0303)
- **地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係
[Tel:03-6861-0519](tel:03-6861-0519)
- **障害児支援事業に関すること**
こども家庭庁支援局障害児支援課障害児支援係
[Tel:03-6861-0063](tel:03-6861-0063)
- **幼稚園、特別支援学校及び認定こども園(幼稚園型)に関すること**
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係
[Tel:03-6734-2966](tel:03-6734-2966)

事 務 連 絡
令和 6 年 5 月 31 日

各都道府県・指定都市・中核市保育主管課
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認 可 外 保 育 施 設 担 当 課
各都道府県・指定都市・中核市放課後児童クラブ担当課
各都道府県・指定都市・中核市児童館担当課
各都道府県・指定都市・中核市子育て短期支援事業担当課
各都道府県・指定都市・中核市子育て世帯訪問支援事業担当課
各都道府県・指定都市・中核市児童育成支援拠点事業担当課
各都道府県・指定都市・中核市地域子育て支援拠点事業担当課
各都道府県・指定都市・中核市子育て援助活動支援事業
（ファミリー・サポート・センター事業）担当課
各都道府県・指定都市・中核市障害児支援主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附属学校を置く各国立大学法人担当課

御中

こども家庭庁成育局安全対策課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁成育局成育基盤企画課
こども家庭庁成育局成育環境課
こども家庭庁支援局障害児支援課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
消 費 者 庁 消 費 者 安 全 課

教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止 及び熱中症事故の防止について

平素から重大事故の防止について、御理解・御協力いただき、ありがとうございます。

夏季においては、プール活動・水遊びの機会が増加する時期であり、水に関する重大事故の発生が懸念されます。

教育・保育施設等における事故防止については、平成 28 年 3 月 31 日に発出した「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイド

ライン」(以下「ガイドライン」という。)において示しておりますが、ガイドラインが対象として念頭に置いている施設・事業を含めた各施設等(※)におけるプール活動・水遊びの開始時期に合わせて、ガイドライン(施設・事業者向け)中の注意すべきポイント等の記載事項を改めて確認し、事故防止対策を徹底していく必要があります。

また、これからは気温の高い日が続くと予想されることから、熱中症事故の発生も懸念されますので、送迎用バス等への置き去り事案をはじめとした熱中症による重大事故の防止についても、対策を講じていくことが重要です。

以上のことから、各地方公共団体等におかれましては、下記のとおりプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故を防止するために必要な対策について、改めて各施設等に周知していただくとともに、各施設等において必要な取組が確実に実施されるよう、適切に指導いただくようお願いします。

※ 本通知が対象とする「各施設等」とは、以下を指します。

認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業、認可外保育施設、放課後児童クラブ、児童館、子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、障害児支援事業

記

1. プール活動・水遊びの事故防止

(1) 監視体制の確保

プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。

(2) 職員への事前教育

事故を未然に防止するため、プール活動に関わる職員に対して、こどものプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行うこと。

「プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント」※ガイドライン2ページ

- 監視者は監視に専念する。
- 監視エリア全域をくまなく監視する。
- 動かないこどもや不自然な動きをしているこどもを見つける。
- 規則的に視線を動かしながら監視する。
- 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- 時間的余裕をもってプール活動を行う。 等

(3) 緊急事態の対応等

施設・事業者は、職員等に対し、心肺蘇生法を始めとした応急手当等及び119番通報を含めた緊急事態への対応について教育の場を設け、緊急時の体制を整理し共有しておくとともに、緊急時にこれらの知識や技術を活用することができるように日常において実践的な訓練を行うこと。

2. 熱中症事故の防止

(1) 環境の整備等

熱中症事故は、命に係わる危険があるが、適切な環境の整備等を行うことで予防が可能であるため、以下のような点に留意すること。

- 活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整えること。
- 活動中や活動終了後に水分や塩分の補給を行うこと。
- 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うこと。
- こどもが送迎用バス等に置き去りにされた場合、命の危険に関わる熱中症事故のリスクが極めて高いことから、関係府省令等の改正により、
 - ・ 送迎用バスの運行に限らず、自動車への乗降車の際に点呼等の方法でこどもの所在を確認すること
 - ・ 送迎用バスへの安全装置の装備及び当該装置を用いてこどもの降車の際に所在を確認することが義務化されたことを踏まえ、こどもの所在確認を徹底し、置き去り事故を防止すること。

なお、安全装置はあくまでヒューマンエラーを補完するものであることを踏まえ、「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」等を活用し、こどもの乗り降りの際、職員による点呼やこどもの顔を目視する等の方法により、置き去りを防ぐための所在確認を確実に実施すること。

(2) 各種活動実施に関する判断

熱中症事故の防止のためには、暑熱環境において各種活動を中止することを想定し、その判断基準と判断者及び伝達方法を、各施設等における危機管理マニュアルなどにおいて予め具体的に定め、職員間で共通認識としておくことが有効であり、熱中症の危険性を判断する基準としては、暑さ指数(WBGT(湿球黒球温度): Wet Bulb Globe Temperature)を用いることが考えられる。

暑さ指数は、環境省の「熱中症予防情報サイト」で地域ごとの実況値・予測値を確認できる。

また、同サイトでは、「熱中症警戒アラート(熱中症の危険性が極めて高

くなると予測される際（暑さ指数が 33 を超える場合）に発令）」及び「熱中症特別警戒アラート（熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある際（暑さ指数が 35 を超える場合）に発令）」等も確認することができる。

なお、域内の暑さ指数の実況値・予測値、熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラートの発表の有無にかかわらず、実際に活動する場所における熱中症の危険度を、暑さ指数等を活用して把握し、適切な熱中症予防を行うことが重要であることに十分留意すること。

（３）こどもに対する声掛け

熱中症事故の防止に関して、こどもが自ら体調を意識し、必要な時には人に伝えられるようになるよう、以下のような事項を発達段階等に応じて適切に促すこと。

- 暑い日には帽子を着用するなどして日差しを遮ること、通気性・透湿性の悪い服装を避けること。
- 身体を動かして遊んだり、施設の外に出掛けたりする時は、こまめに水分を補給し休憩をとること。
- 体調がいつもと違うと感じた時には、すぐに職員に伝えること（発達段階等によって、伝え方が様々であることに留意すること。）。

3. 参考事項

プール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止については、別添「こどもの重大な事故を防ぐためのポイント（みずあそび、応急処置）」（令和 5 年度子ども・子育て支援調査研究事業、発行：PwC コンサルティング合同会社）のほか、参考となる資料を以下のとおり示しているので、各施設等の実状に応じた資料を活用して、事故防止に努めること。

【参考資料】

○ プール活動・水遊びの事故防止

- ・ 「プール活動・水遊び監視のポイント」 消費者安全調査委員会
https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/pdf/teaching_material_200527_0001.pdf
- ・ 「プール活動・水遊びに関するチェックリスト」 消費者安全調査委員会
～園長用～
https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_003/pdf/report_003_190617_0001.pdf
～監視を担当する職員・スタッフ用～
https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_003/pdf/report_003_190617_0002.pdf
- ・ 「守ろう！いのち 学び合おう！水辺の安全」
公益財団法人 日本ライフセービング協会
<https://elearning.jla-lifesaving.or.jp/>
<事前学習> 監視の基本編
<https://elearning.jla-lifesaving.or.jp/pre-learning/monitoring.html>

○ 熱中症事故の防止

- ・ 「熱中症予防情報サイト」 環境省
<https://www.wbgt.env.go.jp/>
- ・ 「熱中症・水難事故防止関連情報」 文部科学省
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/heatillness/index.html>
- ・ 「Vol.626 早めの熱中症予防！症状が現れたら速やかな処置を！」
(令和5年5月8日付、こども安全メール from 消費者庁) 消費者庁
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20230508/
- ・ 「熱中症の予防」 パンフレット、ポスター等
独立行政法人日本スポーツ振興センター
<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/tabid/337/Default.aspx#heat>
- ・ 「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」
内閣官房、内閣府、文部科学省、厚生労働省
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/anzen_kanri/

【問合せ先】

- **ガイドラインに関すること**
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
[Tel:03-6858-0183](tel:03-6858-0183)
- **保育所及び認定こども園（幼稚園型を除く）に関すること**
こども家庭庁成育局成育基盤企画課企画法令第二係
[Tel:03-6861-0054](tel:03-6861-0054)
- **認可外保育施設に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
[Tel:03-6858-0133](tel:03-6858-0133)
- **放課後児童クラブ、児童館に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
[Tel:03-6861-0303](tel:03-6861-0303)
- **子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係
[Tel:03-6861-0224](tel:03-6861-0224)
- **地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係
[Tel:03-6861-0519](tel:03-6861-0519)
- **障害児支援事業に関すること**
こども家庭庁支援局障害児支援課障害児支援係
[Tel:03-6861-0063](tel:03-6861-0063)
- **幼稚園、特別支援学校及び認定こども園（幼稚園型）に関すること**
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係
[Tel:03-6734-2966](tel:03-6734-2966)

みずあそび

のときにきをつけること

こどもの 重大な事故を防ぐための ポイント ねる・たべる・みずあそび



① 監視体制を確保しましょう

- 「専ら監視を行う者」と「指導等を行う者」を分けて配置し、役割分担を明確にする
- 十分な監視体制の確保ができない場合は、プール活動・水遊びの中止も選択肢とする



② 監視者は監視に専念し、 こどもから目を離さないようにしましょう

- 監視者は、片付け、こどもの相手など他の作業を行わない（時間的余裕をもつ）
- 目立つ色の帽子などを身につける…誰が監視者であるか分かるようにする
- こどもに「監視の先生はみんなを守ることが仕事なので、話しかけない・用を頼まない・一緒に遊んだりできない」ことを知らせておく
- エリア全域を見渡せる場所から規則的に視線を動かしながら監視する
- 動かないこどもや、集団から外れて動くなど不自然な動きをしているこどもを見つける

みずあそびのときにひそむリスク

- 過去に、監視役の先生が、遊具の片付けなど、ほかの作業を行っていて、ふと目を話したすきに、こどもがおぼれた事故が起きている
- 監視場所に近いところや、浅い場所など、一般に安全と思われる場所も、おぼれる可能性がある
- おぼれるときは、助けを求めたり、苦しくて暴れるといった反応とは限らず、静かにおぼれることも多いと言われている

応急処置

こどもの 重大な事故を防ぐための ポイント ねる・たべる・みずあそび

もしこどもの窒息などが起きてしまったら
突然心臓が止まったり、おぼれたりした場合、
一刻も早い手当が必要で
すぐに**119番・応急処置**を開始しましょう。

心肺蘇生法 胸骨圧迫(心臓マッサージ)



強さ 胸の厚さが3分の1くらい沈む強さ
速さ 1分間に100~120回
幼児 胸骨の下部分を、手のひらの根元で押す
乳児 左右の乳頭を結んだ線の中央で少し足側を、指2本で押す

背部叩打法



幼児 こどもの後ろから片手を脇の下に入れ、胸と下あご部分を支えて突き出し、あごをそらせる。片手の付け根で両側の肩甲骨の間を強く迅速に叩く
乳児 片腕にうつぶせに乗せ顔を支えて、頭を低くして、背中の真ん中を平手で何度も連続して叩く

胸部突き上げ法



片手で体を支え、手の平で後頭部をしっかりと支える。
心肺蘇生法の胸部圧迫と同じやり方で圧迫

腹部突き上げ法



後ろから両腕を回し、みぞおちの下で片方の手を握り拳にして、腹部を上方へ圧迫
(※幼児のみ、乳児は除く)

参考資料



こども家庭庁
教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議 年次報告
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline/>



こども家庭庁
乳幼児突然死症候群(SIDS)について
<https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/kenkou/sids/>



消費者庁
食品による子どもの窒息・誤嚥(ごえん) 事故に注意!
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_047/



政府広報オンライン
窒息事故から子どもを守る
※玩具や食べ物などによる窒息のメカニズム・事故が起きてしまった際の対処法を解説
<https://www.gov-online.go.jp/prg/prg16245.html>



こども家庭庁
こどもの事故防止ハンドブック
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/handbook>



消費者庁
幼稚園等のプール活動・水遊びでの溺れ事故を防ぐために
https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/

監修

令和5年度子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン』等の効果的な周知方策についての調査研究事業」検討委員会

事 務 連 絡

令和 6 年 2 月 8 日

各都道府県・指定都市・中核市保育主管課
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課 御中
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認可外保育施設担当課

こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁成育局成育基盤企画課
こども家庭庁成育局安全対策課

教育・保育施設等における睡眠中の安全確保の徹底について

今般、認可外保育施設において、睡眠時間帯に乳児が死亡するという痛ましい事案が発生しました。

当該施設においては、乳児を寝かせる場合に、うつぶせ寝のまま寝かせることがあり、仰向けで寝かせるなど窒息や乳幼児突然死症候群（SIDS）等への配慮が不十分であったこと、また、睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察していなかったことが所轄自治体の立入調査により判明しました。

これを踏まえ、貴管内教育・保育施設等に対して、身体機能が未成熟の乳幼児の睡眠中のリスクを十分認識していただき、別紙のとおり注意すべきポイント等について、改めて周知していただくようお願いいたします。

(別 紙)

教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】～施設・事業者向け～（平成 28 年 3 月）より抜粋

① 重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項について

ア 睡眠中

○ 乳児の窒息リスクの除去

以下の点を含む乳児の窒息リスクの除去を、睡眠前及び睡眠中に行う。

Point 窒息リスクの除去の方法

- ・ 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要。何よりも、一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる。
- ・ やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
- ・ ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。
- ・ 口の中に異物がないか確認する。
- ・ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
- ・ 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

※他にも窒息のリスクがあることに気づいた場合には、留意点として記録し、施設・事業所内で共有する。

【参考資料】※②、③は保育室内に掲示する等ご活用ください。

- ① 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】～施設・事業者向け～（平成 28 年 3 月）
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline/>
- ② ミニポスター（別添 1）
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/03f45df9-97e1-4016-b0c3-8496712699a3/5e791c11/20230607_policies_child-safety_effort_guideline_05.pdf
- ③ ポスター（令和 3 年度内閣府子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における重大事故防止対策に係る調査研究」において作成した資料（本件関連 4 ページ））（別添 2）
https://www.jeri.co.jp/wp/wp-content/themes/jeri/pdf/parenting-r3_report4.pdf

【問合せ先】

- ガイドラインに関すること
こども家庭庁成育局安全対策課 事故対策係
TEL : 03-6858-0183
- 認定こども園、認可保育所及び地域型保育事業に関すること
こども家庭庁成育局成育基盤企画課 企画法令第二係
TEL : 03-6861-0054
- 認可外保育施設に関すること
こども家庭庁成育局保育政策課 認可外保育施設担当室指導係
TEL : 03-6858-0133

※室内に掲示するなど、ご活用ください。

○ ミニポスター

睡眠中の死亡事故を防ぐために…

 **仰向け***に



寝かせることが重要です！

 **何よりも 1 人にしないこと！**

(* 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外)

- ★ **乳児だけでなく、1 歳以上児も発達の状況にあわせて仰向けに寝かせてください**
- ★ **預け始めの時期は特にきめ細かな注意深い見守りが重要です**
- ★ **機器の使用の有無に関わらず、必ず職員の方が見守ってください**

寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながります。具体的には…

- ★ やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
 - ★ ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。
 - ★ 口の中に異物がないか確認する。
 - ★ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
 - ★ 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態等を点検すること 等
- により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」より抜粋

*** 他にも、窒息のリスクに気付いた場合には、留意点として記録し、共有しましょう。**



- ポスター（令和3年度内閣府子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における重大事故防止対策に係る調査研究」において作成した資料

